

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2021年3月
(第2回訂正分)

ブロードマインド株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2021年3月17日に関東財務局長に提出し、2021年3月18日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2021年2月19日付をもって提出した有価証券届出書及び2021年3月8日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集600,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し435,000株（引受人の買取引受による売出し300,000株・オーバーアロットメントによる売出し135,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2021年3月17日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行株式数のうち**79,800株を**、福利厚生を目的に当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。みずほ証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

2【募集の方法】

2021年3月17日に決定された引受価額（745.20円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格810円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「209,760,000」を「**223,560,000**」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「209,760,000」を「**223,560,000**」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「810」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「745. 20」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3. 」を「372. 60」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4. 」を「1株につき810」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。

発行価格等の決定に当たりましては、仮条件（710円～810円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、810円と決定いたしました。

なお、引受価額は745. 20円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（810円）と会社法上の払込金額（603. 50円）及び2021年3月17日に決定された引受価額（745. 20円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は372. 60円（増加する資本準備金の額の総額223, 560, 000円）と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき745. 20円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）

(注) 8. の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2021年3月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき745.20円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき64.80円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 上記引受人と2021年3月17日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「419,520,000」を「447,120,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「409,520,000」を「437,120,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額437,120千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限100,602千円とあわせて手取概算額合計上限537,722千円について、①当社グループの認知度向上を目的とした広報及びマーケティング投資に、②再販機会の創出を目的とした新たな顧客チャネルの開発及び既存顧客への提案力の強化に、③優秀な人材の確保及び定着に充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

- ①当社グループのサービスのさらなる認知度向上、顧客の獲得及びサービスの継続利用を目的として、インターネット広告や当社SNS等を活用した広告宣伝活動を展開する他、PRコンサルティング会社との協業により広報活動を強化してまいります。これらの施策に対し、251,820千円（2022年3月期に84,470千円、2023年3月期に84,470千円、2024年3月期に82,880千円）を充当する予定であります。
- ②再販機会の創出することを目的に、当社グループのサービスに常時アクセスできる環境として既存のWebサービスの機能強化やサービスポータルの開発、及び既存顧客への提案力の強化に資する基幹システムの開発等に取り組んでまいります。この他、各開発に係る専門人材の採用に係る人件費と併せて245,102千円（2022年3月期に69,200千円、2023年3月期に107,502千円、2024年3月期に68,400千円）を充当する予定であります。
- ③資産形成・運用サービス領域の機能拡大及びコンプライアンスの体制の強化を目的とした専門人材の確保のため、新規採用に係る人件費として40,800千円（2022年3月期に13,600千円、2023年3月期に27,200千円）を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2021年3月17日に決定された引受価額（745.20円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格810円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「228,000,000」を「243,000,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「228,000,000」を「243,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「810」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「745.20」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき810」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「(注) 3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 みずほ証券株式会社 300,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき64.80円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2021年3月17日に元引受契約を締結いたしました。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「102,600,000」を「109,350,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「102,600,000」を「109,350,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「810」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1株につき810」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2021年3月17日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である伊藤清（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式135,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式 135,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき603.50円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<u>増加する資本金の額 50,301,000円（1株につき金372.60円）</u> <u>増加する資本準備金の額 50,301,000円（1株につき金372.60円）</u>
(4)	払込期日	2021年4月27日（火）

(注) 割当価格は、2021年3月17日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額（745.20円）と同一であります。

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む。）後180日目の日（2021年9月21日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、90,000株を上限として、2021年3月17日（発行価格等決定日）に決定される予定であります。）」を「当社普通株式79,800株」に訂正

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、2021年3月17日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格 (810円) と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<欄内の数値の訂正>

「ブロードマインド従業員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：「118,000」を「107,800」に訂正

「ブロードマインド従業員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）」の欄：「1.97」を「1.80」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「4,932,300 (710,000)」を「4,922,100 (710,000)」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）」の欄：「82.21 (11.83)」を「82.04 (11.83)」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2021年2月19日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2021年3月

(第1回訂正分)

ブロードマインド株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2021年3月8日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2021年2月19日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集600,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2021年3月8日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し435,000株（引受人の買取引受による売出し300,000株・オーバーアロットメントによる売出し135,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項並びに「第一部 証券情報 第3 その他の記載事項」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員の状況」及び「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

カラーページの訂正

事業の概況

「大手企業との提携によるマーケティングスタート 2006」を

「大手企業との提携による マーケティング スタート 2006」に訂正

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

(注) 2. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行株式数のうち90,000株を上限として、福利厚生を目的に当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。みずほ証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、2021年2月19日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式135,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2【募集の方法】

2021年3月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2021年3月8日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（603.50円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「195,960,000」を「209,760,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「195,960,000」を「209,760,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（710円～810円）の平均価格（760円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は456,000,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「603.50」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、710円以上810円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年3月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（603.50円）及び2021年3月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額（603.50円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「みずほ証券株式会社510,000、株式会社SBI証券27,000、楽天証券株式会社27,000、マネックス証券株式会社18,000、松井証券株式会社9,000、あかつき証券株式会社9,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日（2021年3月17日）に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「391,920,000」を「419,520,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「381,920,000」を「409,520,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（710円～810円）の平均価格（760円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額409,520千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限94,392千円とあわせた手取概算額合計上限503,912千円について、①当社グループの認知度向上を目的とした広報及びマーケティング投資に、②再販機会の創出を目的とした新たな顧客チャネルの開発及び既存顧客への提案力の強化に、③優秀な人材の確保及び定着に充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

- ①当社グループのサービスのさらなる認知度向上、顧客の獲得及びサービスの継続利用を目的として、インターネット広告や当社SNS等を活用した広告宣伝活動を展開する他、PRコンサルティング会社との協業により広報活動を強化してまいります。これらの施策に対し、218,010千円(2022年3月期に73,200千円、2023年3月期に73,200千円、2024年3月期に71,610千円)を充当する予定であります。
- ②再販機会の創出することを目的に、当社グループのサービスに常時アクセスできる環境として既存のWebサービスの機能強化やサービスポータルの開発、及び既存顧客への提案力の強化に資する基幹システムの開発等に取り組んでまいります。この他、各開発に係る専門人材の採用に係る人件費と併せて245,102千円(2022年3月期に69,200千円、2023年3月期に107,502千円、2024年3月期に68,400千円)を充当する予定であります。
- ③資産形成・運用サービス領域の機能拡大及びコンプライアンスの体制の強化を目的とした専門人材の確保のため、新規採用に係る人件費として40,800千円(2022年3月期に13,600千円、2023年3月期に27,200千円)を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「213,000,000」を「228,000,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「213,000,000」を「228,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注)3. 売出価額の総額は、仮条件(710円～810円)の平均価格(760円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「95,850,000」を「102,600,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「95,850,000」を「102,600,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注)5. 売出価額の総額は、仮条件(710円～810円)の平均価格(760円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である伊藤清(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式135,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式 135,000株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき603.50円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	2021年4月27日(火)

(注) 割当価格は、2021年3月17日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除
(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む。）後180日目の日（2021年9月21日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	ブロードマインド従業員持株会（理事長 石井 満） 東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、90,000株を上限として、2021年3月17日（発行価格等決定日）に決定される予定であります。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	払込みに要する資金として、従業員持株会における積立資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の従業員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日（2021年3月17日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
伊藤 清	東京都品川区	1,994,600 (150,000)	36.94 (2.78)	1,994,600 (150,000)	33.24 (2.50)
吉橋 正	東京都世田谷区	770,800 (30,000)	14.27 (0.56)	770,800 (30,000)	12.85 (0.50)
笹川 治信	東京都港区	840,000	15.56	740,000	12.33
小林 義典（信託口）	東京都杉並区	500,000 (500,000)	9.26 (9.26)	500,000 (500,000)	8.33 (8.33)
大西 新吾	東京都江東区	313,900 (30,000)	5.81 (0.56)	313,900 (30,000)	5.23 (0.50)
メットライフ生命保険株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	425,000	7.87	225,000	3.75
ブロードマインド従業員持株会	東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号	28,000	0.52	118,000	1.97
小林 義典	東京都杉並区	100,000	1.85	100,000	1.67
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	100,000	1.85	100,000	1.67
佐藤 誠	東京都三鷹市	70,000	1.30	70,000	1.17
計	二	5,142,300 (710,000)	95.23 (13.15)	4,932,300 (710,000)	82.21 (11.83)

- (注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2021年2月19日現在のものです。
2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2021年2月19日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け（90,000株を上限として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容
該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項
該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(2)【役員状況】

①役員一覧

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (代表取締役)	伊藤 清	1965年8月23日生	1988年4月 日本電気株式会社入社 1989年1月 日新製糖株式会社 1996年9月 ソニー生命保険株式会社入社 2002年1月 当社設立代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	1,844,600
(省略)					
取締役	福森 久美	1952年12月13日生	1982年3月 公認会計士登録 (7546号) 1982年4月 日本合同ファイナンス株式会社 (現、株式会社ジャフコ) 入社 1997年6月 同社取締役就任 2001年6月 同社常務取締役就任 2004年4月 株式会社ヴィクトリア代表取締役社長就任 2005年3月 税理士登録 2005年5月 株式会社ジャフコ常務執行役員就任 2006年6月 同社常勤監査役就任 2011年4月 公認会計士福森久美事務所開設 2011年6月 株式会社フェローテック (現、株式会社フェローテックホールディングス) 監査役就任 2013年6月 東京エレクトロンデバイス株式会社 監査役就任 (現任) 2015年6月 日本ラッド株式会社監査役就任 (現任) <u>2019年6月 株式会社ケアサービス監査役就任 (現任)</u> 2019年6月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	-

(以下省略)

第四部【株式公開情報】

第3【株主の状況】

<欄内の記載の訂正>

「小林 義典 (信託口) (注) 7」の「住所」の欄: 「東京都中野区」を「東京都杉並区」に訂正
「岡本 功治 (注) 5」の「住所」の欄: 「東京都目黒区」を「東京都世田谷区」に訂正

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の正誤表
2021年2月

ブロードマインド株式会社

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の記載について、次のとおり訂正いたします。
訂正箇所のみを記載してあります。なお、訂正部分は_____野で示しております。

第二部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

【四半期連結貸借対照表】

(訂正前)

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2020年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,496,612
売掛金	504,258
販売用不動産	26,981
短期貸付金	383,024
その他	49,617
流動資産合計	<u>2,460,493</u>
固定資産	
有形固定資産	166,976
無形固定資産	19,087
投資その他の資産	442,013
固定資産合計	<u>628,077</u>
資産合計	<u>3,088,571</u>

(後略)

(訂正後)

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2020年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,496,612
売掛金	504,258
販売用不動産	<u>124,904</u>
短期貸付金	383,024
その他	49,617
流動資産合計	<u>2,558,417</u>
固定資産	
有形固定資産	<u>69,053</u>
無形固定資産	19,087
投資その他の資産	<u>442,013</u>
固定資産合計	<u>530,154</u>
資産合計	<u>3,088,571</u>

(後略)

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2021年2月

人生に、フィナンシャルパートナーを。



ブロードマインド株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式362,100千円（見込額）の募集及び株式213,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式95,850千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2021年2月19日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

ブロードマインド株式会社

東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
 詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

ミッション

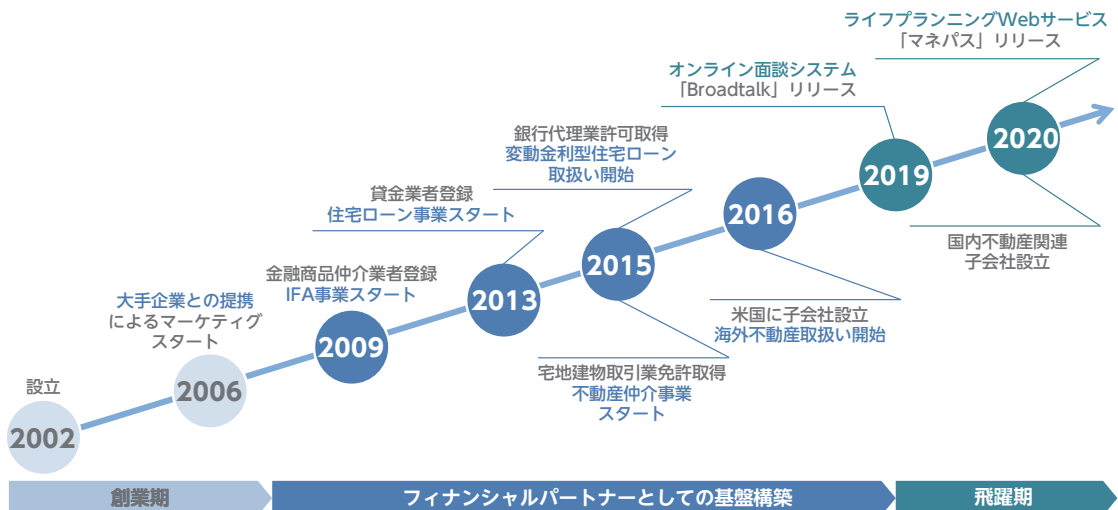
私たちは金融サービス業として革新を起こし続け、 自分らしい未来を歩む人々が溢れる世界を創る

当社グループでは、金融商品の流通を担うプレイヤーとして、お客様に最適な金融商品を提供するだけでなく、お客様の想い＝ライフプランを実現するためのコンサルティングプロセスの品質そのものが価値提供の源泉であると考えております。

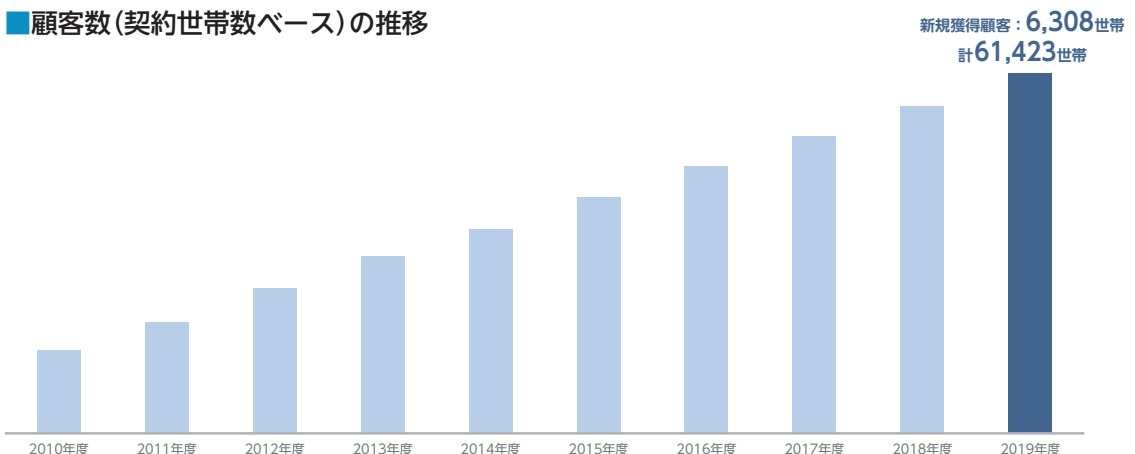
当社グループでは、自らを『フィナンシャルパートナー』として位置づけ、一つの業態にとらわれずに金融サービスを開発し、真にお客様にとって最適なサービスを提供してまいります。

事業の概況

当社グループでは、業横断的に取扱い商品を拡大しながら、真にお客様に最適な金融サービスの提供を目指しております。これまでも多くのお客様から支持を頂き、順調に顧客数が増加しております。



顧客数(契約世帯数ベース)の推移



※新規獲得世帯数及び既存獲得世帯数の合計。1商品以上の有効契約がある世帯を計上。

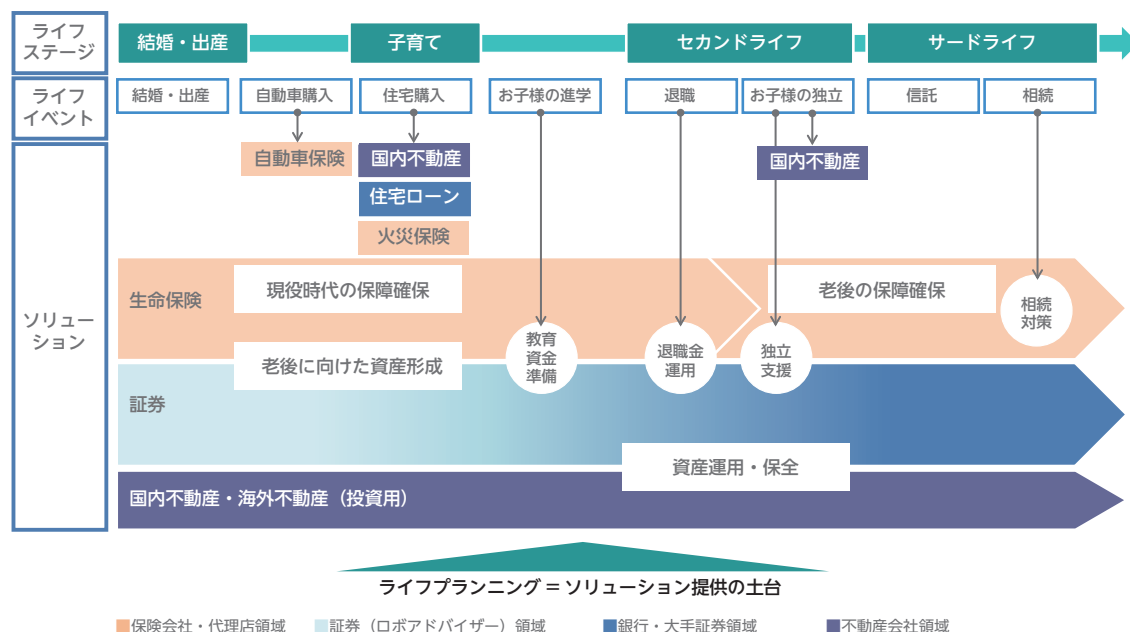
事業の内容

一般の方に寄り添う『フィナンシャルパートナー』として包括的な金融サービスを提供してまいります。

当社グループでは、ライフプランニング(=自身の人生設計と資金的な見通し)を土台に顧客の潜在的な金融ニーズを掘り起こし、あらゆる年代・ライフステージに応じて保険・証券・住宅ローン・不動産をワンストップで提供しております。

これにより、現状の金融サービスを利用するにあたり顧客が感じる不便や不満を解消し、顧客にとって真に最適なサービスを提供できるものと考えております。

当社グループのソリューション構成



当社グループが提供する価値

「家計」という1つのテーマなのに

顧客の認識・感じる不便

- 家計術 → FP事務所
- 保険の相談 → 保険会社・代理店
- 住宅ローンの相談 → 銀行
- 資産形成・運用の相談 → 証券会社・銀行

▶ “相談先がバラバラで不便”

提供価値（顧客体験）

パーソナルファイナンスに関するあらゆるテーマについて、コンサルティング及びソリューションの提供が可能

▶ “ブロードマインドに相談して全て解決できた”

実際に相談してはみたけれど

顧客の認識・感じる不便

- 老後の生活費は（自分の場合）結局いくら必要か
- 自分に合ったお金を殖やす方法は

▶ “自分にとって最適な商品がわからない”

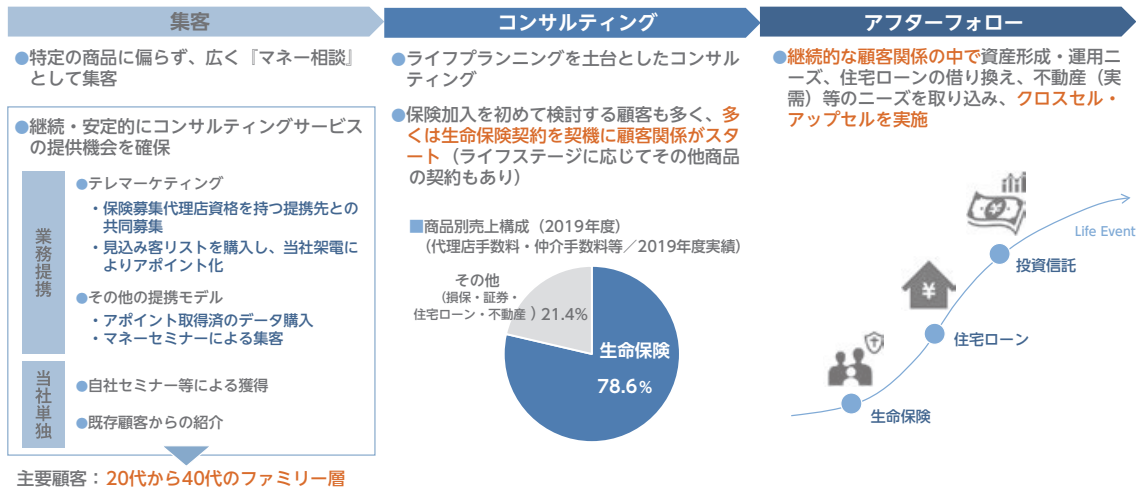
提供価値（顧客体験）

ライフプランニングによる資金の見通しを根拠にソリューションを提供

▶ “将来の実感を持ちながら商品選びができた”

当社グループでは、業務提携を軸とした集客により、20代から40代のファミリー層に需要のある生命保険契約を中心に顧客を獲得し、ライフステージに応じて他商品の販売を展開しております。

■当社グループのサービス提供プロセス

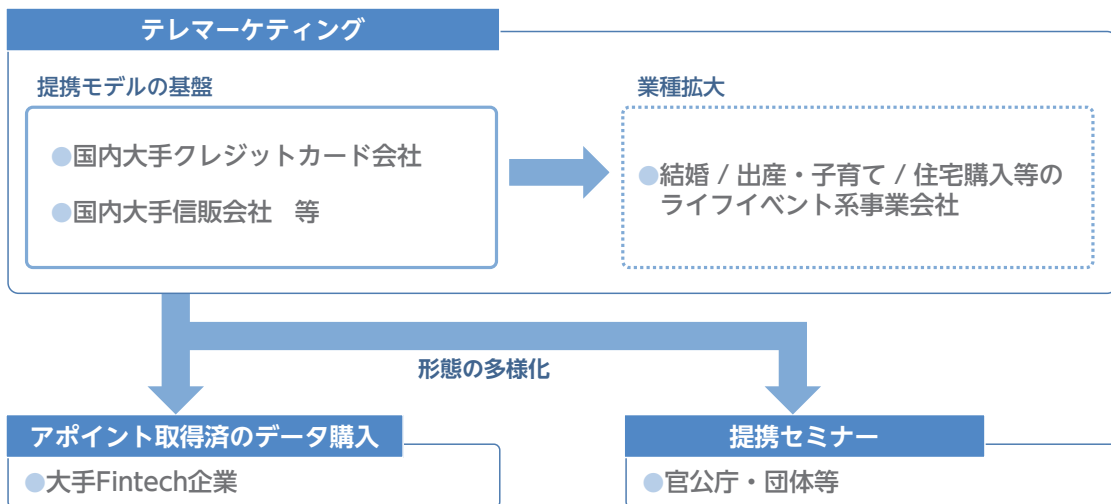


事業の特徴

確立されたビジネスモデルにより、強固な収益基盤を構築。安定的な成長を実現します。

①業務提携による継続・安定的な見込み客の獲得

クレジットカード会社・信販会社を中心とした国内大手企業との提携を基盤に業種の拡大及び提携形態の多様化により提携先を拡大し、継続・安定的にコンサルティングサービスの提供機会を確保しております。



②ファイナンシャルプランナーとしてのプロフェッショナルを育成する教育プログラム

当社グループでは、ファイナンシャルプランナーとしての提供価値向上を目的に、業横断的な商品知識やファイナンシャルプランニングに関する知識を体系的に習得する教育プログラムを独自に開発しております。

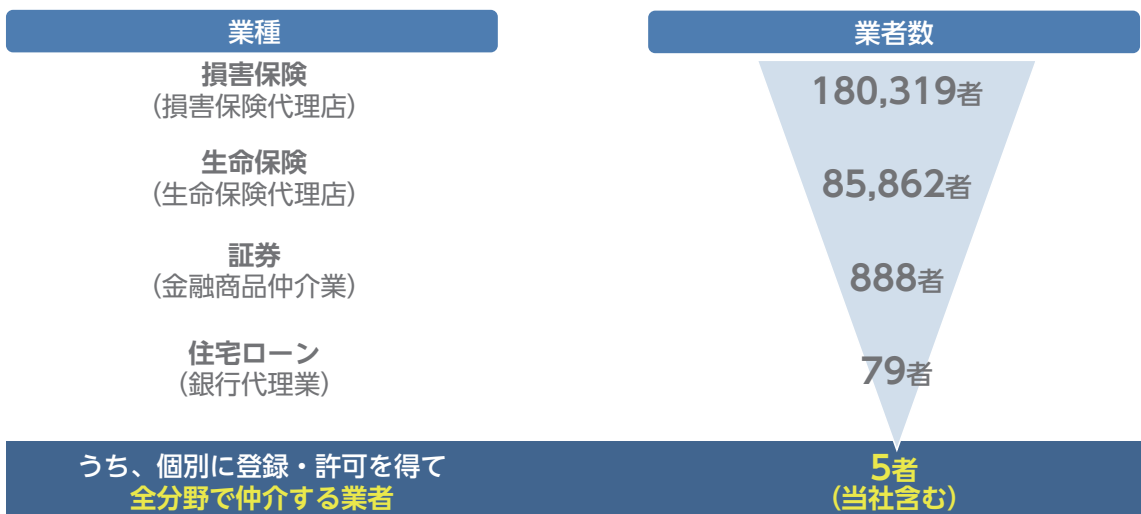
プログラムの実践及び実務経験の中で醸成するコンプライアンスマインドや顧客に寄り添う姿勢を通して、ファイナンシャルプランナーとしての成果創出の早期化を実現し、業績拡大と健全な組織拡大を両立させる体系を構築しております。

③業横断的なサービス提供

金融サービスの提供にあたっては分野ごとに異なるライセンス（登録または許認可）が必要となることもあり、保険・証券・住宅ローンの全てをワンストップで提供できる仲介業者は現時点では少数です。

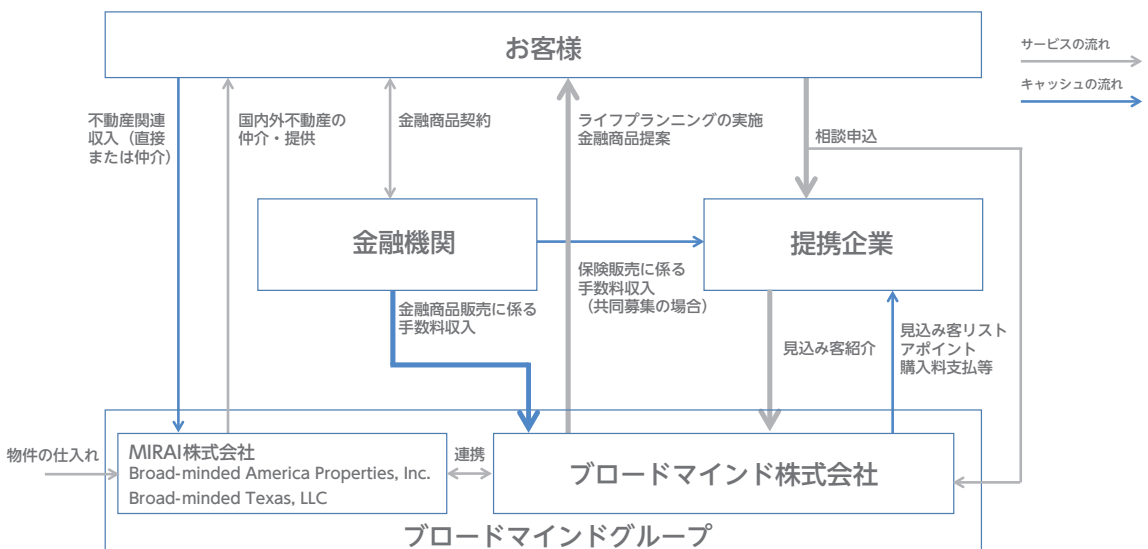
当社グループではワンストップサービスならではの商品提供の在り方を追求し、より高い成長の実現を目指してまいります。

■分野別の仲介業者数(2019年12月末時点)



金融庁／「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」説明資料より

■事業系統図



成長戦略

コンサルティングの生産性向上及びアポイントの収益性向上による事業収益基盤の強化に加え、顧客アプローチ機会の創出による顧客LTVの向上に取り組んでまいります。

事業収益基盤の強化	コンサルティングの生産性向上 ×	優績者による過去のコンサルティング好事例をナレッジ化。人材育成等への活用を通してコンサルティングの生産性向上を図ってまいります。
	アポイントの収益性向上	広報及び広告宣伝活動を強化し、より収益性の高い当社グループ単独での見込み客獲得量を増加させることにより、アポイントの収益性向上を図ってまいります。
顧客LTVの最大化	サービスへのアクセス環境の整備 ×	当社グループでは、「より多くの方に、良質な金融サービスに触れる機会を持って頂くこと」が重要だと考えております。 デジタルサービスの開発を強化し、当社グループのサービスに常時アクセスできる環境を整備することで顧客接点を点から面へと広げる取組みを強化してまいります。
	既存顧客への提案力強化	ターゲットをファミリー層中心から全世代へと拡大。当社グループの保有顧客においてリタイアメント準備層及びリタイアメント層が将来増加することを見据え、既存顧客への提案力を強化してまいります。

※LTVとは「ライフタイムバリュー」の略称です。

金融サービスアクセスツールの開発事例

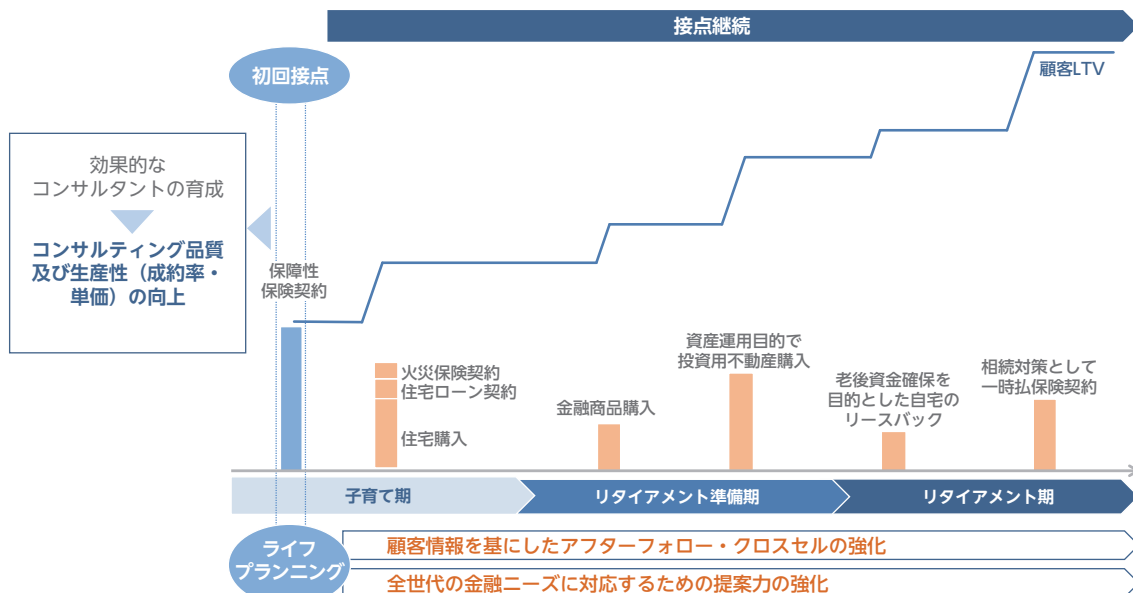
オンライン面談システム



ライブランニングWebサービス



顧客LTVの向上イメージ



業績等の推移

■ 主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

回次 決算年月	第15期 2016年3月	第16期 2017年3月	第17期 2018年3月	第18期 2019年3月	第19期 2020年3月	第20期 第3四半期 2020年12月
(1) 連結経営指標等						
売上高				3,140,591	3,244,620	2,574,804
経常利益				557,903	290,819	376,773
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益				401,481	177,980	252,476
包括利益又は四半期包括利益				412,722	172,088	237,550
純資産額				1,842,347	1,991,586	2,206,287
総資産額				2,803,024	2,980,958	3,088,571
1株当たり純資産額 (円)				403.06	435.72	—
1株当たり当期(四半期)純利益 (円)				87.85	38.94	55.25
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益 (円)				—	—	—
自己資本比率 (%)				65.7	66.8	71.4
自己資本利益率 (%)				24.4	9.3	—
株価収益率 (倍)				—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー				473,165	156,227	—
投資活動によるキャッシュ・フロー				515,366	△336,848	—
財務活動によるキャッシュ・フロー				△162,389	157,846	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				1,389,550	1,365,915	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)				202 (81)	217 (91)	— (—)
(2) 提出会社の経営指標等						
営業収益	2,276,753	2,434,253	2,523,370	3,013,654	2,935,147	
経常利益	221,848	257,580	281,498	481,909	272,071	
当期純利益	140,250	230,612	167,574	339,404	169,508	
資本金	283,790	283,790	283,790	283,790	283,790	
発行済株式総数 (株)	45,700	45,700	45,700	45,700	45,700	
純資産額	1,029,489	1,237,251	1,381,975	1,698,855	1,845,514	
総資産額	1,684,318	1,859,821	2,283,926	2,656,388	2,823,800	
1株当たり純資産額 (円)	22,527.12	27,073.34	30,240.17	371.67	403.76	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	500 (—)	500 (—)	500 (—)	500 (—)	500 (—)	
1株当たり当期純利益 (円)	3,068.93	5,046.22	3,666.83	74.27	37.09	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	
自己資本比率 (%)	61.12	66.53	60.51	63.94	65.34	
自己資本利益率 (%)	14.45	20.35	12.80	22.04	9.57	
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	
配当性向 (%)	16.3	9.9	13.6	6.7	13.5	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	150 (39)	155 (53)	178 (69)	202 (81)	217 (91)	

(注) 1. 売上高及び営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員(当社グループ及び当社からグループ外及び社外への出向者を除き、グループ外及び社外から当社グループ及び当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。)は、年間平均人員を()外数で記載しております。

5. 第18期及び第19期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき、第18期及び第19期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。また、第20期第3四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

6. 当社は、2020年11月17日開催の取締役会決議により、2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。

7. 第20期第3四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益及び1株当たり四半期純利益については、第20期第3四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第20期第3四半期連結会計期間末の数値を記載しております。

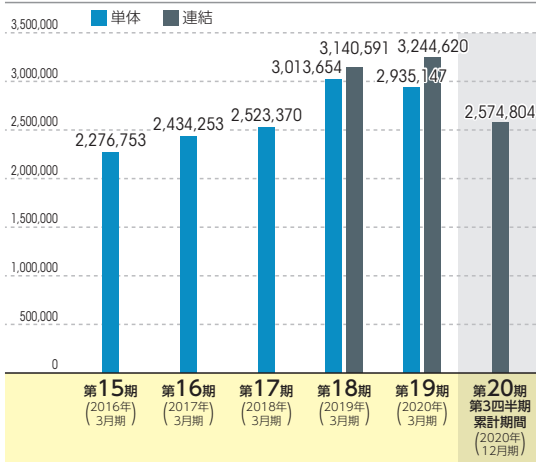
8. 当社は、2020年11月17日開催の取締役会決議により、2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第15期、第16期及び第17期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次 決算年月	第15期 2016年3月	第16期 2017年3月	第17期 2018年3月	第18期 2019年3月	第19期 2020年3月
1株当たり純資産額 (円)	225.27	270.73	302.40	371.67	403.76
1株当たり当期純利益 (円)	30.69	50.46	36.67	74.27	37.09
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	5 (—)	5 (—)	5 (—)	5 (—)	5 (—)

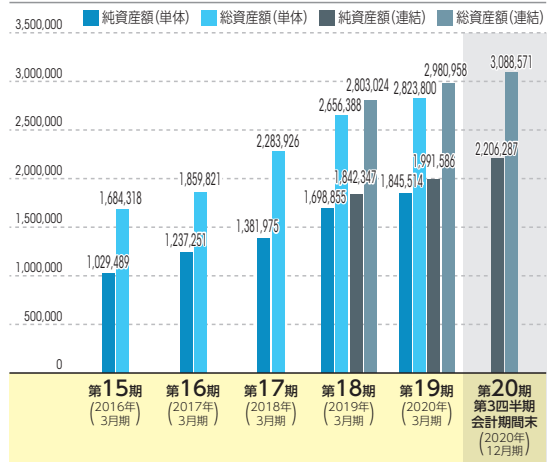
■ 売上高／営業収益

(単位:千円)



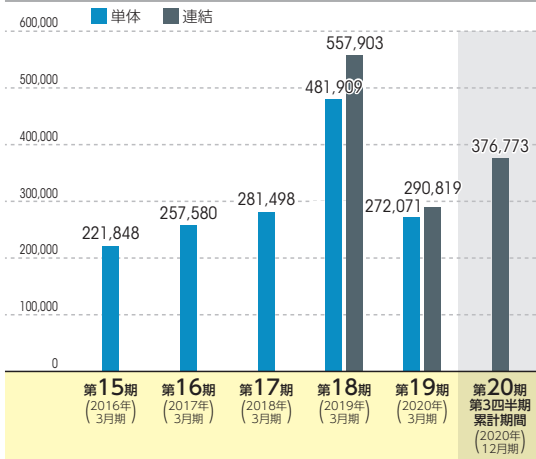
■ 純資産額／総資産額

(単位:千円)



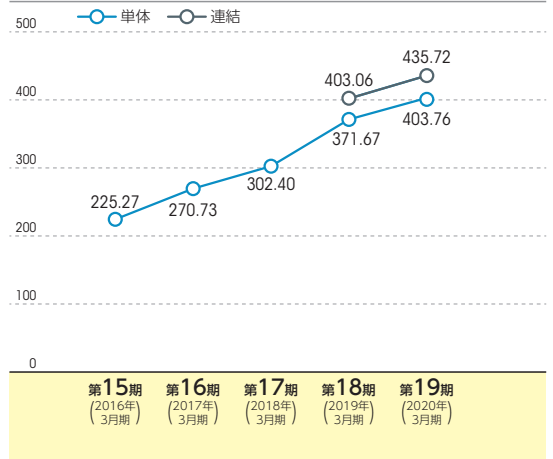
■ 経常利益

(単位:千円)



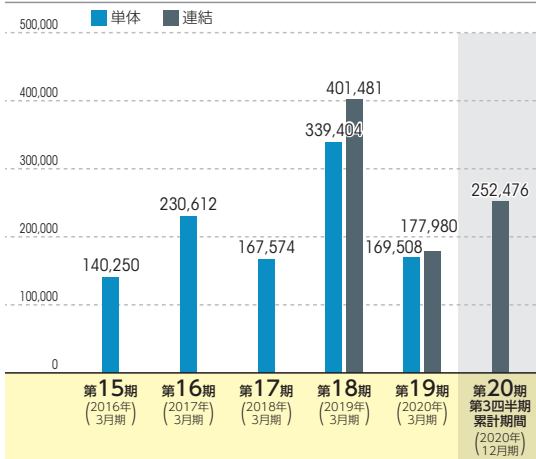
■ 1株当たり純資産額

(単位:円)



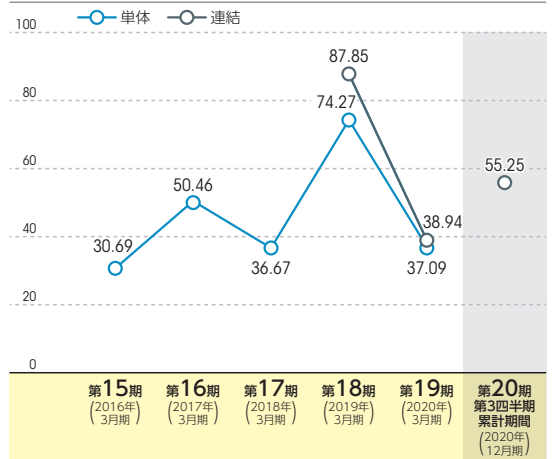
■ 親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益／当期純利益

(単位:千円)



■ 1株当たり当期(四半期)純利益

(単位:円)



(注) 当社は、2020年11月17日開催の取締役会決議により、2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記では、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	15
3. 事業の内容	16
4. 関係会社の状況	20
5. 従業員の状況	21
第2 事業の状況	22
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	22
2. 事業等のリスク	25
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	30
4. 経営上の重要な契約等	34
5. 研究開発活動	35
第3 設備の状況	36
1. 設備投資等の概要	36
2. 主要な設備の状況	37
3. 設備の新設、除却等の計画	37
第4 提出会社の状況	38
1. 株式等の状況	38
2. 自己株式の取得等の状況	46
3. 配当政策	46
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	47

第5	経理の状況	56
1.	連結財務諸表等	57
(1)	連結財務諸表	57
(2)	その他	102
2.	財務諸表等	103
(1)	財務諸表	103
(2)	主な資産及び負債の内容	115
(3)	その他	115
第6	提出会社の株式事務の概要	116
第7	提出会社の参考情報	117
1.	提出会社の親会社等の情報	117
2.	その他の参考情報	117
第四部	株式公開情報	118
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	118
第2	第三者割当等の概況	119
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	119
2.	取得者の概況	120
3.	取得者の株式等の移動状況	120
第3	株主の状況	121
	[監査報告書]	122

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月19日
【会社名】	ブロードマインド株式会社
【英訳名】	Broad-Minded Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 清
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号
【電話番号】	03-6859-8358
【事務連絡者氏名】	取締役 鶴沢 敬太
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号
【電話番号】	03-6859-8358
【事務連絡者氏名】	取締役 鶴沢 敬太
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 362,100,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 213,000,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 95,850,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	600,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1. 2021年2月19日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2021年3月8日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行株式数のうち90,000株を上限として、福利厚生を目的に当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5. 上記とは別に、2021年2月19日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式135,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2021年3月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2021年3月8日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	600,000	362,100,000	195,960,000
計（総発行株式）	600,000	362,100,000	195,960,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2021年2月19日開催の取締役会決議に基づき、2021年3月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（710円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は426,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2021年3月18日(木) 至 2021年3月23日(火)	未定 (注) 4.	2021年3月25日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2021年3月8日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年3月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2021年3月8日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2021年3月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2021年2月19日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2021年3月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2021年3月26日(金) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2021年3月10日から2021年3月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 六本木支店	東京都港区六本木七丁目15番7号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2021年3月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小舟町8番1号		
計	—	600,000	—

- (注) 1. 2021年3月8日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2021年3月17日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
391,920,000	10,000,000	381,920,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（710円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額381,920千円については、「1 新規発行株式」の(注) 5. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限88,182千円とあわせて手取概算額合計上限470,102千円について、①当社グループの認知度向上を目的とした広報及びマーケティング投資に、②再販機会の創出を目的とした新たな顧客チャネルの開発及び既存顧客への提案力の強化に、③優秀な人材の確保及び定着に充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

- ①当社グループのサービスのさらなる認知度向上、顧客の獲得及びサービスの継続利用を目的として、インターネット広告や当社SNS等を活用した広告宣伝活動を展開する他、PRコンサルティング会社との協業により広報活動を強化してまいります。これらの施策に対し、184,200千円（2022年3月期に63,600千円、2023年3月期に60,600千円、2024年3月期に60,000千円）を充当する予定であります。
- ②再販機会を創出することを目的に、当社グループのサービスに常時アクセスできる環境として既存のWebサービスの機能強化やサービスポータルの開発、及び既存顧客への提案力の強化に資する基幹システムの開発等に取り組んでまいります。この他、各開発に係る専門人材の採用に係る人件費と併せて245,102千円（2022年3月期に69,200千円、2023年3月期に107,502千円、2024年3月期に68,400千円）を充当する予定であります。
- ③資産形成・運用サービス領域の機能拡大及びコンプライアンスの体制の強化を目的とした専門人材の確保のため、新規採用に係る人件費として40,800千円（2022年3月期に13,600千円、2023年3月期に27,200千円）を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2021年3月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	300,000	213,000,000	東京都千代田区紀尾井町1番3号 メットライフ生命保険株式会社 200,000株 東京都港区 笹川 治信 100,000株
計(総売出株式)	—	300,000	213,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（710円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 4. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2021年 3月18日(木) 至 2021年 3月23日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本店並びに全国 各支店及び営業 所	東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2021年3月17日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	135,000	95,850,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 135,000株
計(総売出株式)	—	135,000	95,850,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式135,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（710円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2021年 3月18日(木) 至 2021年 3月23日(火)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店並 びに全国各支 店及び営業所	—	—

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。

3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

4. みずほ証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である伊藤清（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式135,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式 135,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	2021年4月27日(火)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2021年3月8日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2021年3月17日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2021年3月26日から2021年4月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である笹川治信、貸株人である伊藤清、並びに当社株主（新株予約権者を含む。）である吉橋正、大西新吾、鵜沢敬太、上村浩、輿石雅志、岡本功治及び小林修介は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2021年9月21日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人であるメットライフ生命保険株式会社並びに当社株主であるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び東京海上日動あんしん生命保険株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の2021年6月23日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2021年9月21日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021年2月19日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第18期	第19期
決算年月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	3,140,591	3,244,620
経常利益 (千円)	557,903	290,819
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	401,481	177,980
包括利益 (千円)	412,722	172,088
純資産額 (千円)	1,842,347	1,991,586
総資産額 (千円)	2,803,024	2,980,958
1株当たり純資産額 (円)	403.06	435.72
1株当たり当期純利益 (円)	87.85	38.94
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	65.7	66.8
自己資本利益率 (%)	24.4	9.3
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	473,165	156,227
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	515,366	△336,848
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△162,389	157,846
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,389,550	1,365,915
従業員数 (人)	202	217
(外、平均臨時雇用者数)	(81)	(91)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 第18期及び第19期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。
5. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
6. 当社は、2020年11月17日開催の取締役会決議により、2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月
営業収益 (千円)	2,276,753	2,434,253	2,523,370	3,013,654	2,935,147
経常利益 (千円)	221,848	257,580	281,498	481,909	272,071
当期純利益 (千円)	140,250	230,612	167,574	339,404	169,508
資本金 (千円)	283,790	283,790	283,790	283,790	283,790
発行済株式総数 (株)	45,700	45,700	45,700	45,700	45,700
純資産額 (千円)	1,029,489	1,237,251	1,381,975	1,698,855	1,845,514
総資産額 (千円)	1,684,318	1,859,821	2,283,926	2,656,388	2,823,800
1株当たり純資産額 (円)	22,527.12	27,073.34	30,240.17	371.67	403.76
1株当たり配当額 (円)	500	500	500	500	500
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	3,068.93	5,046.22	3,666.83	74.27	37.09
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	61.12	66.53	60.51	63.94	65.34
自己資本利益率 (%)	14.45	20.35	12.80	22.04	9.57
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	16.3	9.9	13.6	6.7	13.5
従業員数 (人)	150	155	178	202	217
(外、平均臨時雇用者数)	(39)	(53)	(69)	(81)	(91)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

5. 第18期及び第19期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第15期、第16期及び第17期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

6. 当社は、2020年11月17日開催の取締役会決議により、2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

7. 当社は、2020年11月17日開催の取締役会決議により、2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第15期、第16期及び第17期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
1株当たり純資産額 (円)	225.27	270.73	302.40	371.67	403.76
1株当たり当期純利益 (円)	30.69	50.46	36.67	74.27	37.09
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	5	5	5	5	5
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

2002年1月	ブロードマインド株式会社設立 生命保険会社及び損害保険会社11社の乗合代理店として事業を開始
2003年1月	共済事業のコンサルティング事業を本格開始
2006年1月	事業拡大のため大阪支社開設
2006年3月	共済事業のコンサルティング事業を行うブロードマインド・リスクマネジメント株式会社 (ブロードマインド株式会社100パーセント子会社) 設立
2006年11月	他企業との業務提携によるマーケティング活動(共同募集)を開始
2007年3月	ブロードマインド少額短期インシュアランス株式会社(ブロードマインド株式会社100パーセント子会社) 設立
2008年3月	ブロードマインド少額短期インシュアランス株式会社が、関東財務局長(少額短期保険)第15号の登録を受ける
2008年4月	ブロードマインド少額短期インシュアランス株式会社を、ブロードマインド少額短期保険株式会社に商号変更
2009年5月	事業拡大のため、名古屋支社開設
2009年5月	関東財務局長より金融商品仲介業者の登録を取得(登録番号:関東財務局長(金仲)第424号) 株式・債券・投資信託などの金融商品の取扱いを開始
2009年10月	ブロードマインド・リスクマネジメント株式会社を吸収合併
2013年4月	株式会社イトクロより、保険に特化した情報サイト「保険ライフ」を運営する株式会社ベイブの全発行済普通株式を譲受け、株式会社ベイブをブロードマインド株式会社の完全子会社とする
2013年8月	関東財務局に対し貸金業者登録(登録番号:関東財務局長(12)第00085号) 住宅ローンの取扱いを開始
2013年12月	ブロードマインド少額短期保険株式会社を譲渡
2014年1月	株式会社クレディセゾンと住宅ローンに係る代理店契約を締結
2014年3月	福岡支社開設
2015年4月	東京都知事より宅地建物取引業の免許を取得(登録番号:東京都知事(1)第97669号) 不動産の取扱いを開始
2015年6月	関東財務局長より銀行代理業の許可を取得(登録番号:関東財務局長(銀代)第281号)
2016年8月	四国支社開設 株式会社フジ・カードサービスとの共同募集型来店ショップ「フジ保険ショップ」を愛媛県・高知県・徳島県に出店(計8店舗)
2016年9月	米国にBroad-minded America Properties, Inc.(ブロードマインド株式会社100%子会社)及びBroad-minded Texas, LLC(Broad-minded America Properties, Inc. 100%子会社) 設立 米国不動産の取扱いを開始
2017年4月	金沢支社開設
2017年6月	有料職業紹介事業及び労働者派遣事業の認可を取得
2018年10月	株式会社ベイブを吸収合併
2020年10月	国内不動産の取扱い強化のためMIRAI株式会社設立

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社3社（Broad-minded America Properties, Inc.、Broad-minded Texas, LLC及びMIRAI株式会社）の計4社で構成され、各社連携を取りながらフィナンシャルパートナー事業を展開しております。

具体的には、個人のお客様に対しライフプランニングを土台とした資産形成及び資金計画策定支援を行う他、法人のお客様に対し、財務や事業リスク対策を中心とした企業経営上の課題解決支援を行っております。また個人や法人のお客様共に、具体的なソリューションとして金融商品（生命保険・損害保険・証券・住宅ローン）及び不動産（国内不動産・海外不動産）の販売及び仲介を行っております。

なお、当社グループはフィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであり、以下はサービスの内容を記載しております。

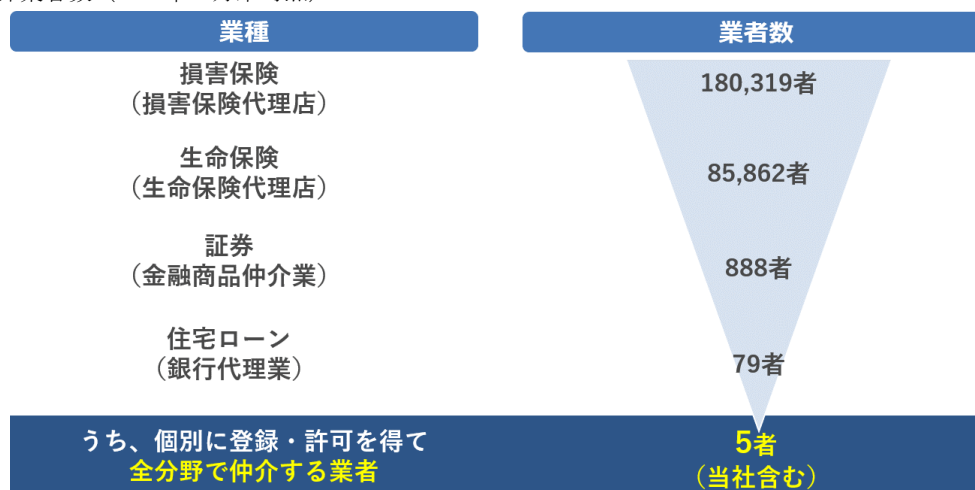
①事業コンセプト

当社グループでは、「私たちは金融サービス業として革新を起し続け、自分らしい未来を歩む人々が溢れる世界を創る」というミッションのもと、顧客のライフステージに応じた最適な金融サービスの提供を目指しております。

金融商品の流通の担い手として金融機関や保険代理店等の仲介業者がありますが、仲介業者においては、商品毎に個別に販売資格に係る登録又は認可を取得し、業態ごとの縦割り構造の中で専門性を持ちながら提供するのが一般的であります。

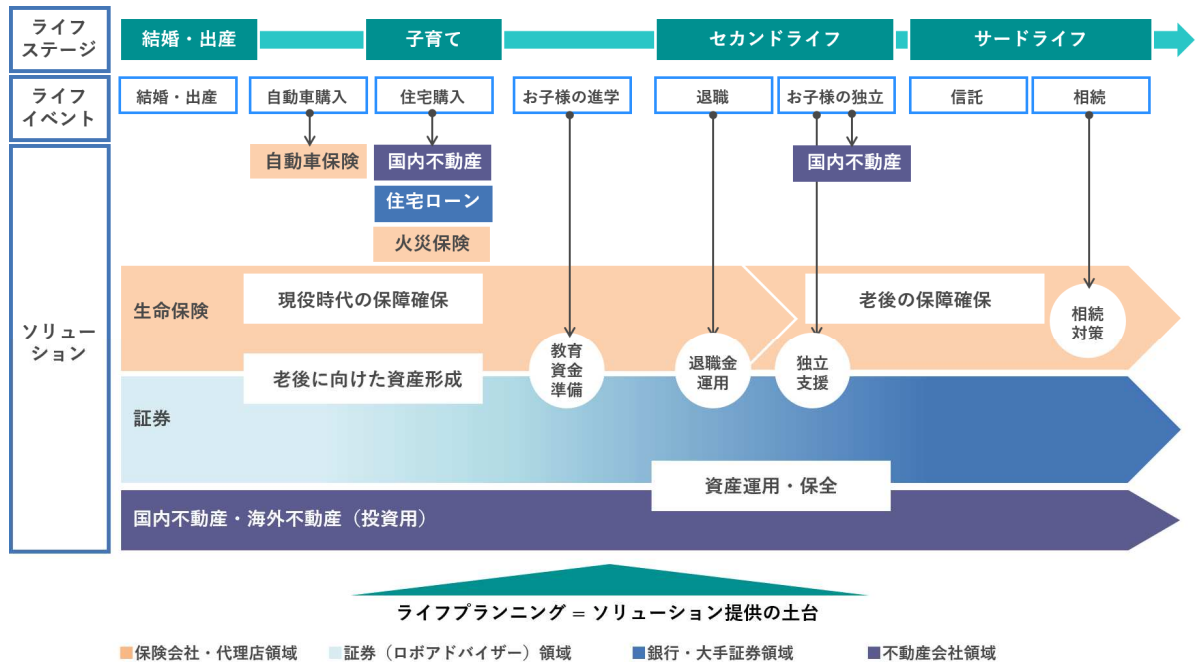
当社グループでは、金融サービスの本来あるべき姿として、顧客自身のライフプランを描いた上でライフステージに応じたファイナンシャルニーズに最適なソリューションを業横断的に提供することが重要であると考えており、保険代理店業を出自としながら、創業以来金融商品仲介業、貸金業、銀行代理業の各業の登録又は認可を取得してまいりました。

図1. 各仲介業者数（2019年12月末時点）^{注1}



注1. 金融庁／『金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案』説明資料より

図2. 当社グループのソリューション構成（当社グループでは、各金融機関や仲介業者が個別に提供するサービスをワンストップで提供しております）

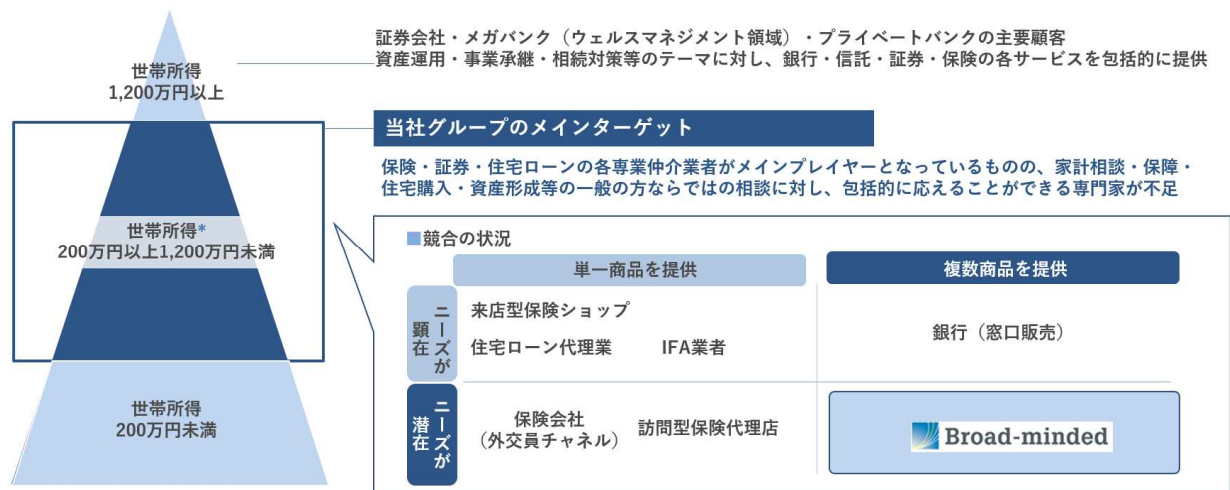


なお、パーソナルファイナンスに関する包括的な相談に対応できるのは、一定以上の所得水準の顧客を相手とした一部の金融機関に限定されるのが現状であると考えております。例として、メガバンク（ウェルスマネジメント領域）、プライベートバンクでは、資産運用・事業承継・相続対策等のテーマに対し、銀行・信託・証券・保険の各サービスを包括的に利用することができます。

他方で当社グループは一般の所得層の顧客をメインターゲットとしております。当該顧客層においては、保険・証券・住宅ローンの各専門仲介業者がメインプレイヤーとなっているものの、家計相談・保障・住宅購入・資産形成等の一般の方ならではの相談に対し、包括的に応えることができる専門家が不足していると考えております。

当社グループは、一般の方に寄り添う「フィナンシャルパートナー」として、ライフプランニングを土台に潜在的な顧客ニーズを掘り起こし、顧客の思い描く将来を実現するためのソリューションをワンストップで提供することを目指してまいります。

図3. 当社グループのメインターゲット及び競合の整理 注2



注2. 世帯所得：世帯年収から所得税及び住民税等を控除した金額。当社グループのメインターゲットである世帯所得200万円以上1,200万円未満は世帯年収ベースでは約300万円以上2,000万円未満となります。

②事業モデル

当社グループでは、業務提携を軸とした集客により、20代から40代のファミリー層に需要のある生命保険契約を中心に顧客を獲得し、ライフステージに応じて他商品の販売を展開しております。事業モデルの詳細は次のとおりであります。

a. 見込み客の獲得

当社グループでは、主に訪問型（コンサルタントがおお客様の指定する場所に訪問し、サービスを提供する）モデルで事業を展開しております。

伝統的な訪問型モデルでは、見込み客の獲得は営業社員の力量に委ねざるを得ない他、企業の認知向上を目的とした多量の広告投資を必要とするため、金融サービス業全体に共通する課題として、見込み客獲得の安定性及び継続性が挙げられます。特に生命保険商品については、予定利率の改定や税務の取扱いの変更等、商品性に大きく影響を及ぼす事項が不定期に発生する他、景気変動等を背景とした顧客ニーズの変化を受けやすく、獲得が安定しない一因となっております。

当社グループでは、他事業会社等との業務提携により見込み客を獲得する体制を構築しております。業務提携の形態として、テレマーケティング（保険募集代理店資格を持つ提携先との共同募集^(注)、及び見込み客リストを購入し当社架電によりアポイント化する手法に大別されます）の他、アポイント取得済のデータ購入やマネーセミナーによる集客も行っております。

また、当社グループ主催によるセミナー経由での獲得や、既存顧客からの紹介を受ける等、当社グループ単独で見込み客を獲得する場合もあります。

いずれの手法についても、特定の商品に偏らず、広く『マネー相談』として当社グループのサービスを訴求することで見込み客を獲得しております。

（注）複数の保険募集代理店が保険募集を共同して行う形態を指します。

b. コンサルティング

当社グループでは、ライフプランニングを土台に顧客への商品提案を行っております。当社グループの主要顧客（20代から40代のファミリー層）の特性上、保険加入を初めて検討する顧客も多く（2020年3月期における生命保険契約に係る代理店手数料は、グループ売上高の78.6%を占めております）、多くは生命保険契約を契機に当社グループとの間で顧客関係が開始されます（顧客のライフステージに応じて他商品の契約もあります）。

c. アフターフォロー

継続的な顧客関係の中で、資産形成及び運用ニーズ、住宅ローンの新規申し込み及び借り換えニーズ、不動産売買等のニーズを取り込み、顧客のライフステージに応じてクロスセル及びアップセルを実施しております。

当社グループの収益モデルとして、金融機関との間で代理店業務委託契約を締結し、商品の販売に応じて提携金融機関から手数料が支払われます（この他、不動産仲介事業においては顧客から得る仲介手数料が、販売用不動産については顧客への売却金額が収益として計上されます）。当社グループの売上構成上最も多くを占める生命保険契約に係る代理店手数料収入は、フロー収益に相当する「初年度手数料」とストック収益に相当する「継続手数料」に大別されますが、営業組織の拡大とアポイントあたりの生産性（成約率×顧客単価（1世帯あたりの初年度手数料単価））の向上による初年度手数料の増収と、コンサルティングの品質の向上によって実現する継続手数料の積み上げにより、成長投資を加速させるための収益基盤を構築することができます。

③事業の特徴

a. 業務提携による継続・安定的な見込み客の獲得

当社グループでは、国内大手クレジットカード会社や国内大手信販会社、大手フィンテック企業等に代表される事業会社との業務提携を強化し、見込み客を安定的かつ継続的に確保する仕組みを作り上げてまいりました。同時に、自社コールセンターを完備することにより、提携先が求める業務提携モデルに柔軟に対応しながら提携先を拡大してまいりました。月間平均10件以上の見込み客提供実績のある提携先は2021年3月期で15社にのびりますが、これにより当社グループ全体の売上高及び営業利益の安定的な成長にも繋がり、事業拡大に向けた中長期的な投資活動も推進することができます。

b. ファイナンシャルプランナーとしてのプロフェッショナルを育成する教育カリキュラム

当社グループでは、ファイナンシャルプランナーとしての提供価値向上を目的に、商品知識の他にライフプランニング、社会保険制度や税制度等に至る広範な知識を体系的に習得する教育プログラムを独自に開発しております。

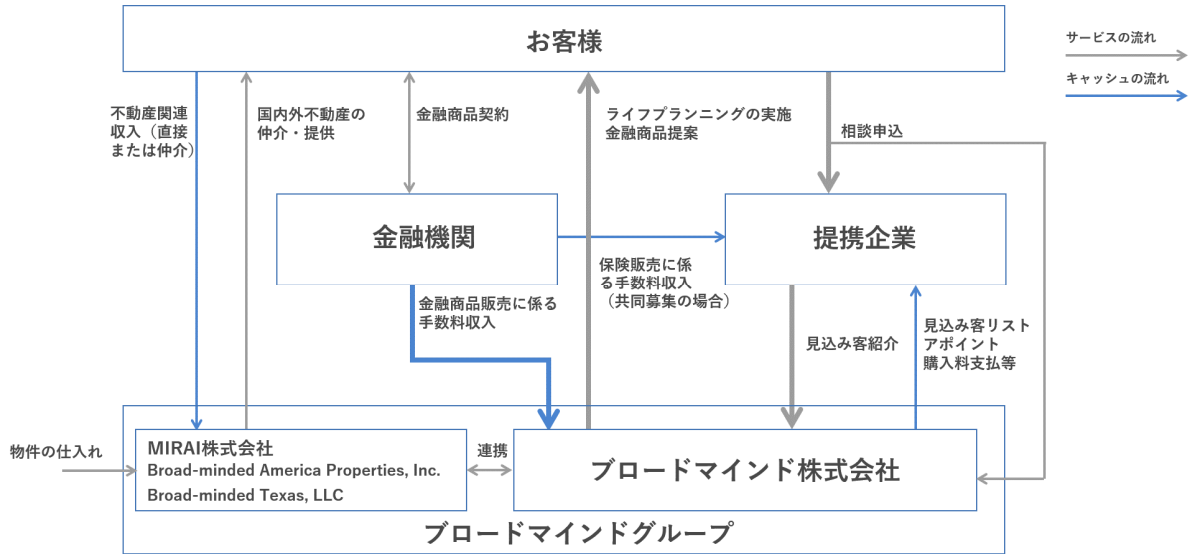
当社グループでは主に新卒学生を対象に採用活動を進めており、2020年12月末現在で当社営業部門に所属するコンサルタントの約6割が新卒採用者となります。新卒学生は当社グループの事業や提供価値に共感して入社す

る者も多く、新卒採用は知識やスキルの習得だけでなく、理念教育の面においても高い育成効果が期待できるメリットがあります。

当該プログラムの実践及び実務経験の中で醸成するコンプライアンスマインドや顧客に寄り添う姿勢を通して、ファイナンシャルプランナーとしての成果創出の早期化を実現し、業績拡大と健全な組織拡大を両立させる体制を構築しております。

[事業系統図]

以上、述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Broad-minded America Properties, Inc.	アメリカ合衆国 テキサス州	10,000 (米ドル)	不動産取引業	100	役員の兼務 当社従業員の兼務 当社より資金の借入
Broad-minded Texas, LLC (注) 1	アメリカ合衆国 テキサス州	—	不動産取引業	100 (100)	役員の兼務 当社従業員の兼務

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 当社グループの報告セグメントは「フィナンシャルパートナー事業」のみであるため、「主要な事業の内容」欄には、各会社の主要な事業を記載しております。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 2020年10月22日付でMIRAI株式会社を設立し、連結子会社としております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
フィナンシャルパートナー事業	231 (84)
合計	231 (84)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループの事業セグメントは、フィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は省略しております。
3. 従業員が最近1年間で8名増加したのは、主として事業拡大に伴う営業社員の採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
228 (84)	35.8	5.4	5,719,659

セグメントの名称	従業員数（人）
フィナンシャルパートナー事業	228 (84)
合計	228 (84)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社の事業セグメントは、フィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は省略しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 従業員が最近1年間で5名増加したのは、主として事業拡大に伴う営業社員の採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループでは、「私たちは金融サービス業として革新を起こし続け、自分らしい未来を歩む人々が溢れる世界を創る」というミッションを掲げております。金融商品の流通を担うプレイヤーとして、お客様に最適な金融商品を提供するだけでなく、お客様の想い＝ライフプランを実現するための一連のコンサルティングプロセスの品質そのものが価値提供の源泉であると考えております。

当社グループでは、自らを「フィナンシャルパートナー」と位置づけ、一つの業態にとらわれずに金融サービスを開発し、真にお客様にとって最適なサービスを提供してまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、企業価値向上のため、売上高及び営業利益の継続的な成長を目指してまいります。指標設定の理由は以下のとおりです。

a. 売上高

当社グループでは、個人顧客を中心とした顧客数の拡大によって事業の成長を図ってまいります。顧客数の拡大は経営成績上では売上高に反映されるため、売上高を重要な経営指標として設定しております。

b. 営業利益

当社グループの本業はフィナンシャルパートナー事業であり、本業の収益性を注意深く追っていく必要があると考えております。従って、段階利益の中で営業利益を重視し、経営指標として設定しております。

c. 営業利益率

売上高の成長に伴う形で営業利益の継続的かつ安定的な成長を目指しており、売上高営業利益率を重要な経営指標として設定しております。

(3) 経営環境及び中長期的な経営戦略

①経営環境

我が国では少子高齢化の進展に伴い、「人生100年時代」と呼ばれる高齢化社会を迎えようとしており、パーソナルファイナンスの領域においては、資産形成に向けた自助の必要性が高まっております。

このような環境の下、金融サービス事業者が採択すべき原則として「顧客本位の業務運営に関する原則」がありますが、2020年9月に公表された改訂案では、顧客に相応しいサービスの提供（原則6）として、顧客のライフプラン等を踏まえた業横断的な商品の提案及び商品提供後のフォローアップの実施について追加されました。

また、同年6月には金融商品の販売等に関する法律が一部改正され、2021年中に「金融サービス仲介業」が創設されることが決定し、単一の認可で保険・証券・銀行代理業に係る商品の取扱いが可能となる予定であります。

金融サービス仲介業の創設により、顧客は単独の仲介業者から業横断的にワンストップサービスを受けられるようになるため、金融サービスの利用にあたり顧客の利便性は高まるものと考えております。なお、金融サービス仲介業についてはフィンテック企業等の参入が想定され、各社独自のデジタルサービス等と関連付けながらサービス提供することが考えられます。他方で当社グループでは既に保険・証券・銀行代理業に係る商品を取り扱っている他、一連の金融サービス提供プロセスにおいてコンサルティングサービス提供部分については人（コンサルタント）の価値が発揮されるものであると当社グループでは考えており、フィンテック企業等が提供すると考えられるサービスとは異なるものと推測していることから、本書提出日時点においては金融サービス仲介業への登録の予定はありません。当社グループではこれまでライフプランニングを土台に顧客の想いに寄り添いながらコンサルティングサービスを提供してまいりましたが、今後も金融サービスにおける人（コンサルタント）の価値を高めることで金融サービス仲介業者とは異なる価値提供を図ってまいります。

以上のように、金融サービス仲介業の創設により業界全体で健全な競争が促されるものと想定されますが、顧客の中でワンストップサービスに対する理解が浸透し、当社グループの事業コンセプトの認知も高まる可能性があるものと考えております。

他方、当社グループのメインターゲットとなるのは世帯所得が200万円以上1,200万円未満の世帯（一般的な勤労者世帯）であり、我が国の全世帯の中で70%以上（推定約4,200万世帯）注1にのぼると推測されます。当該世帯層に対しては、保険・証券・住宅ローンの各専門仲介業者がメインプレイヤーとしてサービスを提供しているものと考えられますが、各業者が専門の範囲内でサービスを提供していることから家計全体に対して包括的なニーズ喚起を受ける機会は必ずしも多くなく、当世帯層の顧客の多くは金融商品に対するニーズが潜在化しているものと考え

られます。これにより当社グループのサービスの提供余地は多く残されており、当社グループの事業は高い成長性を有していると考えております。

注1. 厚生労働省／国民生活基礎調査（2019年）所得の分布状況 及び総務省／住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
（2020年1月1日現在）より当社推計

②中長期的な経営戦略

これらの環境を背景に、当社グループでは「ライフイベントに最適な金融ソリューションを提供する」という事業コンセプトに沿って、より付加価値の高いサービスの提供を目指してまいります。具体的には次のとおりです。

a. コンサルティングの生産性向上及び当社グループ単独での見込み客獲得の強化による事業収益基盤の強化

当社グループのサービス利用動機は、具体的な商品加入の要望から社会保険及び各種公的制度等に関する情報提供並びにアドバイス、ライフスタイル（ワークスタイル）に係る資金面の相談等広範に亘り、それに伴い採るべきコンサルティングアプローチも多岐に亘ります。

顧客管理システム内には顧客に関する詳細情報（属性情報や顧客意向、面談内容等）と、成約率及び顧客単価の高い優績コンサルタントによるコンサルティングの好事例（顧客ニーズの引き出しや提案商品の内容）が蓄積されますが、それらを統合しながらコンサルティングアプローチの立案支援やコンサルタントの育成等に应用することでコンサルティングの生産性向上を図ってまいります。

同時に広報及び広告宣伝活動の強化を通じ、より収益性の高い当社グループ単独での見込み客獲得量を増加させることにより、アポイントの収益性向上も図ってまいります。

これら双方の取組により当社事業の収益基盤の強化を図ってまいります。

b. 再販機会創出による顧客のライフタイム・バリュー（LTV）の向上

<サービスアクセス環境の整備>

当社グループの主要顧客層は20代から40代のファミリー層であります。当該世代はITに親しく、日常的な消費行動の多くがスマートフォン等の情報端末を通じて行われており、金融サービス領域においても同様の行動が今後増加すると考えられます。

当社グループでは、当社で開発したライフプランニングに関するWebサービス「マネパス」及びオンライン面談システム「Broadtalk」の展開や、当サービスを含むサービスポータルサイトの構築等により、デジタルを活用した顧客接点を形成することでサービスに常時アクセスできる環境を整備し、顧客の任意のタイミングで最適なソリューションを提供する体制を整えてまいります。

<全ての年代の金融ニーズに対応するための提案力の強化>

当社グループの主要顧客層の多くは、ライフステージの特性上、保障性商品を中心とした生命保険の契約により顧客関係が開始されます。他方、既存顧客が年齢を重ねることで今後50代以上のリタイアメント準備層及びリタイアメント層の増加が見込まれることから、全ての年代の金融ニーズに対応することが必要となると考えております。

当社グループでは、リタイアメント準備層及びリタイアメント層で高まると予想される資産運用及び資産保全ニーズや、セカンドライフ以降で希望するライフスタイルの実現に適したソリューションの提案力を高めてまいります。

c. 人とデジタルの価値を組み合わせた金融プラットフォームの構築

昨今の金融分野における技術革新の進捗は目覚ましく、今後も多くの領域でデジタルを活用したサービスが展開されるものと考えられます。他方で当社グループのサービスは金融商品という説明型商品を扱うものであり、顧客体験の観点からもコンサルタントの果たす役割は今後も大きいものと考えております。

当社グループでは今後、金融サービスのデジタル化を推進すると共に、デジタル化によって実現される「データの蓄積」「常時サービスへアクセスできる環境」を活用し、コンサルタントの効果的な育成による品質及び生産性向上と、効果的なマーケティングによる顧客LTVの両立を目指してまいります。

また、他仲介業者におけるマーケティング及び育成等の課題解決支援として、当社で開発又は今後開発予定の一連のデジタルサービス（上記のライフプランWebサービス「マネパス」やオンライン面談システム

「Broadtalk」、ポータルサイト等）を他仲介業者向けに提供することにより、新たな収益モデルの確立を図ってまいります。

（4）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

①当社グループのサービスの認知度向上

当社グループでは1人でも多くのお客様と接点を持つことが継続的な課題であり、消費者及び提携先等からの認知度を高める必要があると考えております。当社グループの提供価値は、パーソナルファイナンスの領域におい

て、今後も我が国ではより一層求められるものだと考えております。そこで、当社グループの提供価値を、広く適切に伝える必要があると考えております。具体的な対応策として、インターネット広告や当社SNS等を活用した広告宣伝活動を展開する他、PRコンサルティング会社との協業により広報活動を強化してまいります。

②優秀な人材の確保及び育成

営業部門組織の質・量の拡大を目的に優秀な人材の確保及び育成を引き続き図る他、中長期的な戦略の実行を加速させるため、テクノロジーに関する知見を持ち合わせた、専門性の高い人材（当社グループのサービスのデジタル化を推進するにあたってのITやデジタルマーケティング領域の人材を想定）の確保も必要であると考えておりますが、採用市場の変化を捉えながら採用手法の多様化を進めることで候補者との接点拡大を図る他、当社グループ事業の独自性や職場としての魅力を訴求することで採用効率の向上及び定着を図ってまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中にある将来に関する事項は、本書提出日時点において当社グループが判断したものであります。

(1) 生命保険会社との関係について

当社グループでは保険代理店業が業績の大部分を占めており、直近2期間（2019年3月期及び2020年3月期）について、生命保険契約に係る代理店手数料は当社グループの売上高のそれぞれ85.3%、78.6%を占めております。なお、その中でも特にメットライフ生命保険株式会社については当社グループ売上高に占める割合が2019年3月期で50.4%、2020年3月期で47.4%となっております。

今後、生命保険以外の商品の提案力強化等により多角化を図ってまいります。メットライフ生命保険株式会社を始めとした保険会社の営業政策の変更や財政悪化等の理由により、代理店手数料体系又は手数料率に変更された場合や万が一保険会社が破綻した場合の他、生命保険会社が代理店手数料規程等で定める業績及び品質基準に到達せず、手数料率に変更された場合等により代理店手数料収入が低減する可能性があります。また、何らかの事由により保険会社の風評が悪化した場合等において当社グループが媒介した保険契約が解約される等の可能性があります。いずれにつきましても当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(2) 競合について

当社グループは金融機関からは独立した金融サービス企業であり、保険・証券投信・住宅ローン・不動産の流通の一翼を担っております。同様の金融サービス企業として、来店型ショップに代表される乗合保険代理店、IFA法人、住宅ローン販売会社等が挙げられ、これらの企業を競合として認識しておりますが、当社グループでは顧客に対するライフプランニングの実施を価値提供の源泉としており、顧客のライフプラン上の課題やライフイベントに応じて業態の垣根を越えてワンストップで提供することで他社との差別化を図っております。

しかしながら、当社グループのサービス品質の低下や、競合が当社グループのサービスの方向性に追従することで差別化が図れなくなった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

その他、金融サービス仲介業の創設等により消費者が金融サービスを受けるにあたり金融商品そのもの、金融商品の比較・選択の方法、金融機関とのコミュニケーションのあり方等が抜本的に変化する可能性があります。これらを背景に将来、消費者の金融意識や行動が変容し、新たにフィンテック企業等が競合となる可能性があります。当社グループを含む既存の金融サービス業者の価値が相対的に低下した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(3) 市場について

我が国の経済情勢の見通しについては依然として不透明感が強く、特に少子高齢化の進展に伴う年金財政に対する不安が、一般消費者の間で広まっております。これらを背景に消費者の間でパーソナルファイナンスの重要性が浸透しつつあり、他方で様々な選択肢の中から自ら金融商品を比較した上で、選択するといった金融行動の変容も起こっております。

消費者の意識及び行動変容を受け、金融機関から独立した乗合保険代理店やIFA法人等の金融サービス業者の存在感が高まりつつあり（なお、当社グループは左記業態も包含した金融サービス業者であります）、今後も金融商品の流通チャネルとして、乗合保険代理店やIFA市場は安定的かつ継続的に成長するものと認識しております。

しかしながら、我が国の今後の経済情勢や消費者の金融に関する意識及び行動の変容は、新しい金融サービスの登場があった場合に、市場の成長が鈍化する可能性も否定できず、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(4) 新型コロナウイルス等の感染症について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当社グループにおいても顧客の要望に応じてオンライン面談も活用したサービス提供を進めてまいりました。

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の流行等が発生した場合、国内全体あるいは特定地域における経済活動が縮小し、コンサルティングの機会が低減する可能性があります。オンライン面談の品質向上を通して、顧客及び従業員の安全確保を念頭に置いたサービス提供体制を強化してまいります。

2021年3月期は4月に発令された緊急事態宣言中に一部の業務提携先において見込み客の供給量が減少いたしました。他方で当社のオンライン面談実施体制を評価し、優先的に見込み客を提供した業務提携先があったこと等により、見込み客獲得量は堅調に推移いたしました。他方、当期はセールスプロセスをオンライン面談に即した形で再構築する過程であり一時的に成約率が低下いたしました。社内で知見共有が進んだこと等により足下では回復傾向を示しており、営業活動上大きな支障は生じませんでした。しかしながら想定を超える感染拡大が予見される場合、上

記取組の実施に関わらずコンサルティングの機会が低減し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 自然災害等の予期せぬ要因が与える影響について

当社グループでは、クレジットカード会社・流通小売会社・通信会社等に代表される大手企業とのアライアンスを強化し、見込み客を安定的かつ継続的に確保する仕組みを作り上げてまいりましたが、自然災害や人為災害、テロ、戦争等の予期せぬ事態が発生した場合等、提携企業又は当社グループの判断により、コンサルティングの機会が低減する可能性があります。

不測の事態に備え提携企業を拡充することでリスクの低減を図っておりますが、事態の規模等の状況によっては当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 法的規制及び業界内の自主規制について

当社グループの事業運営にあたっては、下表に示す主な事業ごとに登録又は許認可が必要となります。

許認可等の名称	有効期限	法令違反の要件及び主な許認可取消事由
生命保険の募集人資格	有効期限の定めはありません(募集人として代理店等に所属する間有効)	<p><法令違反の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険業法第300条 ・保険業法第307条 <p>保険事業は個人に対する資格のため、企業に対する直接の罰則はありません。</p> <p>ただし法令違反の程度によっては、保険会社の判断により委託契約を解除される可能性があります。</p>
損害保険の募集人資格	募集人資格認定日から5年6か月後の応答日の属する末日	<p><法令違反の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険業法第300条 ・保険業法第307条 <p>保険事業は個人に対する資格のため、企業に対する直接の罰則はありません。</p> <p>ただし法令違反の程度によっては、保険会社の判断により委託契約を解除される可能性があります。</p>
証券外務員資格	外務員登録後5年	<p><法令違反の要件></p> <p>金融商品取引法第六十四条の五</p>
宅地建物取引士	宅地建物取引士証交付後5年	<p><法令違反の要件></p> <p>宅地建物取引業法第5条</p>
貸金業務取扱主任者	主任者登録日から3年	<p><法令違反の要件></p> <p>貸金業法第24条の27第1項各号(第7号を除く)のいずれか</p>
金融商品仲介業者登録	なし	<p>一 金融商品取引法第十六条の四第一号から第五号まで(第二号口を除く。)に該当することとなったとき。</p> <p>二 不正の手段により第六十六条の登録を受けたとき。</p> <p>三 金融商品仲介業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。</p>
銀行代理業許可	なし	<p>一 第五十二条の三十八第一項各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。</p> <p>二 不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を受けたことが判明したとき。</p> <p>三 第五十二条の三十六第一項の許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。</p> <p>五 公益を害する行為をしたとき。</p>

当社グループでは、事業に関連する法律の他、監督官庁の指針及び業界内のガイドラインを遵守すべく、コンプライアンス部門や内部監査部門が主体となって各業務をモニタリングし、PDCAサイクルを回すことによる体制づくりに努めております。これまで当社グループの事業継続に支障を来す等の事案は発生しておりませんが、今後も社内でのコンプライアンス体制強化のため、従業員一人一人のコンプライアンス意識の醸成に向けた不断の取組みを行ってまいります。

しかし、万が一これら遵守すべき法律等に抵触した場合、若しくは抵触したとの疑いが持たれた場合、顧客からの訴訟に発展する可能性がある他、所属金融機関や当局からの指導により業務改善や業務の一部停止等の要請を受ける

可能性があり、新規募集等が停滞することで当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 個人情報保護について

当社グループでは、サービス提供の過程で多量の個人情報を取得、保有しております。個人情報の保護については、2017年5月30日に全面施行された「改正個人情報保護法」で規定される事項を遵守するだけでなく、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認証する「プライバシーマーク」の認定を通して個人情報の管理・保護に係る体制強化に努めております。

個人情報の管理にあたっては、当社導入のCRMシステムの使用・閲覧権限を各従業員の業務特性を勘案しながら設定する等、不必要に個人情報を閲覧することのないようにシステムを運用している他、従業員に貸与している情報機器を万が一紛失してしまった場合にも、自動的にログインを規制する、端末内のデータを時限的に削除する等の措置を外部からの遠隔操作で実施できるよう対策を取っております。

しかしながら、何らかの事由により個人情報の外部漏洩や紛失、それらによる不正利用が発生した場合、顧客及び提携先の信用低下を招来する可能性がある他、訴訟や損害賠償請求等の対応に係る多額の費用が発生することにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) 人材の確保及び育成について

当社グループの事業は、コンサルティングセールスを通して良質な金融サービスをより多くの方に届けることが本質であり、価値提供にあたっては人材が大きな役割を果たします。そのため、優秀な人材の確保及び育成が重要であると考えておりますが、採用市場の変化を捉えながら採用手法の多様化を進めることで候補者との接点拡大を図る他、当社グループ事業の独自性や職場としての魅力を訴求することで採用効率の向上及び定着を図ってまいります。また、コンサルタントの育成については教育部門が主管となり、習得すべき知識・ノウハウを体系化しており、引き続き育成機会の多様化・均等化を図ってまいります。

しかしながら、上記取組の実施に関わらず何らかの事由により人材の採用並びに育成が計画通り進まない、あるいは定着が図れない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(9) システム障害について

当社グループの事業はシステム管理の下で行われておりますが、顧客情報を一元管理するCRMシステムは、金融情報システムセンター（FISC）が作成した「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」で規定されている安全対策基準に対応しており、高度なセキュリティ環境下で顧客情報等を管理しています。

当システムはインターネット環境に大きく依存しておりますが、自然災害や人為災害、又は外部からの不正な侵入等によりネットワークに障害が発生した場合を想定し、定期的にデータのバックアップを行っており、システム障害による影響を極力減らすよう対策を取っております。しかしながら、システム障害の影響が長期間に亘った場合等においては、業務の円滑性が損なわれ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(10) 税制改正が当社グループに与える影響について

保険商品について今後保険料の計上に係る税務上の取扱いが変わった場合、保険に対する顧客ニーズの変化を招き保険商品の新規募集の減少となる可能性があります。その他当社グループが提供する商品に関連する税制改正が行われた場合、顧客ニーズの変化や商品の優劣変動等が生じる可能性があります。税制について常に動向を確認しながら、顧客ニーズに最も適したソリューションの提供に努めてまいります。

(11) 不動産関連事業について

当社グループが提供する不動産については、国内不動産関連事業を専門とする子会社、及び海外不動産関連事業を専門とする子会社を設置し、それぞれの子会社を通じて提供しております。子会社では仲介業務の他、物件の仕入れ、売却等を主たる業務としており、顧客ニーズの動向を適切に把握したうえで物件の仕入れを行う他、販路の拡大により見込み客への訴求機会を増加させることで売れ残りリスクを回避しております。また減損リスクを回避するため人口動態や経済環境等の市況変化を適切に把握し、併せて物件の調査レポートの取得等により仕入れ物件の評価を慎重に検討しながらアレンジメントを行っております。

しかしながら、市況変化や顧客ニーズの変化等により物件の仕入れや販売量の減少が生じる可能性がある他、販売価格の下落やキャンセル等により売却収入が得られない場合、たな卸資産の評価損の発生により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(12) 固定資産の減損損失リスクについて

当社グループは有形固定資産及び無形固定資産を保有しております。これらの資産については減損会計を適用しております。時価の下落等により当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローが投資額を下回る場合には、当該資産の回収可能性を慎重に検証し、必要に応じて適切に減損処理を行っております。

今後、当社グループ事業の成長を加速させるために様々な領域で投資を実行する可能性があります。固定資産が増加する一方で将来の環境変化等により投資の回収が見込めない場合、減損損失額が増大することにより当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(13) 企業買収や資本提携等について

当社グループでは新規事業やサービスの拡大のため、企業買収や資本提携等をその有効な手段のひとつとして位置付けており、必要に応じて実施する方針であります。今後、企業買収や資本提携等を検討する際には、候補企業の事業内容及び財務内容、法務等について、詳細なデュー・デリジェンスを行うことで各種リスクの低減を図ると同時に投資効果を慎重に判断してまいります。

しかしながら、調査の段階では想定されなかった事象の発生や環境変化等により期待された成果が得られない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(14) 調達資金の使途について

当社グループが計画している新規株式公開に伴う公募増資による調達資金については、優秀な人材の確保及び定着、再販機会の創出に係るサービス及びシステム等の開発、当社グループの認知度向上を目的とした広報及びマーケティング活動に充当する予定であります。

しかしながら、経営環境の変化により今後の事業計画の変更が必要となり、調達資金を上記以外で使用する可能性があります。調達資金の使途に変更が生じた場合には速やかに開示を行う予定であります。

また、当初の計画に沿って調達した資金を使用した場合でも、想定していた投資効果が得られない可能性があります。常に経営環境の変化を適切に捉え、取締役会等の会議体の中で十分な投資効果が期待できる投資先の選別を図ることで対応してまいります。

(15) 為替変動リスクについて

当社グループ事業の1つである海外不動産事業は、米国ドル為替相場の変動に影響を受けます。米国ドルで仕入れ、販売する物件に影響を与える可能性がある他、当社グループの連結財務諸表は円貨で表示されているため、為替変動の影響を受けますが、当社グループでは外貨建ての借入れを実行し、債権・債務を外貨建てで持つことにより為替リスクをヘッジしております。

しかしながら、グローバルな経済環境の変動に伴い、米国ドル対円為替レートが事業計画上で想定した水準から大きく乖離し、想定したリスクヘッジによっては十分に対応できない場合があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(16) 訴訟リスクについて

当社グループの事業特性上、当社グループに帰属するクレームや損害賠償等の訴訟が発生する場合、コンサルティングセールスの過程におけるものが多数であります。募集の実態についてはコンプライアンス室によるモニタリング及び内部監査によって把握し、その結果、特に十分な理解を要すると判断された事項についてはコンプライアンス研修等で注意喚起を促しております。また、顧客から寄せられた不満や意見要望等を「お客様の声」として収集しており、コンプライアンス部門による集約後、コンプライアンス委員会や執行責任者会議等での事例共有を経てコンプライアンス研修等で注意喚起を促しております。

個別に顧客からクレームを寄せられた、あるいは損害賠償等の訴訟を提起された場合、当社グループの財政状態及び経営成績に対する影響は軽微であると認識しておりますが、多数の顧客に対する補償が必要となり金額が多額に上った場合、また、クレーム及び訴訟等に起因して提携先又は所属金融機関等から何らかの処分が下された場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(17) 風評リスクについて

当社グループの業態は、顧客や提携先、所属金融機関等からの信用に大きく影響を受けます。そのため、必ずしも正確な情報に基づいたものでないものや事実と異なる評判等がソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やインターネットへの書き込み、マスコミ報道等により流布された場合、社会的信用が毀損する可能性があります。社内ガイドラインを策定の上で社内教育を強化する他、当社グループの評判に悪影響を及ぼす事案が発生した場合は、対象事案に迅速に対応すると同時に、必要に応じて適切な情報や企業姿勢等を公表することで、当社グループの信用維持に努めてまいります。

しかしながら、上記取組の実施に関わらず、流布された内容や程度によっては当社グループ事業の拡大及び継続性に対し直接的あるいは間接的に損失を与え、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(18) 新株予約権について

当社グループでは、取締役及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとして新株予約権を付与しております。本書提出日現在で本制度に係る潜在株式数は830,000株であり、発行済株式総数の18.2%となっております。今後も役職員の士気向上あるいは優秀な人材の確保のため本制度を継続することが考えられますが、これら新株予約権が権利行使された場合、既存株主の株主価値が希薄化される可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

第19期連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は2,980,958千円となり、前連結会計年度末に比べ177,933千円増加いたしました。これは主に海外不動産事業にて不動産の売却が進んだことにより販売用不動産が239,540千円減少したものの、海外不動産事業における不動産売却にかかる売掛金の発生及び生命保険代理店事業における大口契約の発生により売掛金が130,529千円増加、海外不動産事業における事業提携会社と共同で行う大型不動産販売プロジェクトへの短期貸付を行ったことにより短期貸付金が127,366千円増加、海外不動産事業における不動産売却に伴う買主に対する長期貸付を行ったことにより長期貸付金が112,747千円増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は989,371千円となり、前連結会計年度末に比べ28,694千円増加いたしました。これは主に外貨建債権の為替変動リスクに対して、外貨建借入を利用しての為替変動リスクヘッジを行ったことにより短期借入金が213,299千円増加した一方、前連結会計年度に比べ法人税、住民税及び事業税が減少したことにより未払法人税等が96,871千円減少、事業活動に係る経費の未払残高が減少したことにより未払金が15,827千円減少、流動負債の「その他」に含めて表示されている未払消費税等が16,114千円減少、約定弁済により有利子負債の弁済が進んだことにより社債が12,000千円減少、長期借入金が18,784千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は1,991,586千円となり、前連結会計年度末に比べ149,238千円増加いたしました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が155,130千円増加したことによるものであります。

(経営成績)

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の長期化をはじめとした不安定な国際情勢、台風等の自然災害があったものの、全体としては回復基調で推移してまいりましたが、年度終盤に発生した新型コロナウイルス感染症の流行により、世界経済全体での景気減速懸念が強まっております。

当社グループの属する金融業界におきましては、一部企業にて不適切な保険募集が横行していたことが判明し、顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）の実現がこれまで以上に求められた他、フィンテック企業を想定した、保険や投資信託など複数の金融分野の商品を販売できる「金融サービス仲介業」の創設が見込まれるなど、事業環境の変化の兆しがこれまで以上に鮮明になってまいりました。

このような状況の下、当社グループにおきましては、お客様とオンライン面談をするためのソフトウェア開発や専用ブース設置等の設備投資、及びオンラインを活用した面談手法を確立することでより多くのお客様へ金融サービスを提供する体制を構築してまいりました。またお客様の様々なニーズに対応するため、子会社の海外不動産事業も含めた総合的なコンサルティングサービスの強化に努めてまいりました。

その結果、当社グループの顧客数（世帯数）は61,423世帯（前期比10.1%増）、うち新規獲得顧客数（世帯数）は6,308世帯（前期比7.8%増）となり、当社グループの当期売上高は3,244,620千円（前期比3.3%増）と増収となったものの、海外不動産事業において不動産の売却が進んだことによる原価が増加したこと、及び人員増加に伴う人件費が増加したことから、営業利益は301,247千円（前期比42.7%減）、経常利益は290,819千円（前期比47.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は177,980千円（前期比55.7%減）となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは、フィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第20期第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は2,558,417千円となり、前連結会計年度末に比べ139,673千円増加いたしました。これは主に当第3四半期連結累計期間において利益を計上したことにより現金及び預金が130,696千円増加したことによるものであります。固定資産は530,154千円となり、前連結会計年度末に比べ32,060千円減少いたしました。これは主に繰延税金資産が減少したことにより投資その他の資産が24,947千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、3,088,571千円となり、前連結会計年度末に比べ107,613千円増加いたしました。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は881,684千円となり、前連結会計年度末に比べ97,504千円減少いたしました。これは主に未払消費税等及び2020年12月の賞与支給により社会保険料本人負担分の預り金が増加したことによりその他の流動負債が106,797千円増加したものの、外貨建債権が減少したことに伴い、当該債権の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした外貨建借入も縮小させたことにより短期借入金124,759千円減少、及び賞与引当金が98,667千円減少したことによるものであります。固定負債は600千円となり、前連結会計年度末に比べ9,583千円減少いたしました。これは社債が6,000千円減少、長期借入金が3,583千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、882,284千円となり、前連結会計年度末に比べ107,087千円減少いたしました。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は2,206,287千円となり、前連結会計年度末に比べ214,700千円増加いたしました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純利益252,476千円の計上による増加、剰余金の配当22,850千円による減少によるものであります。

この結果、自己資本比率は71.4%（前連結会計年度末は66.8%）となりました。

（経営成績）

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は依然として新型コロナウイルス感染症の影響下にあり、足下では新規感染者数が増加傾向を示す等、経済活動における不透明感が高まっております。

このような環境の下、家計の見直しや保障・投資といった分野でお客様の金融サービスに対するニーズは高まっており、当社グループにおける新規相談受付件数は堅調に推移いたしました。自社で開発したオンライン面談ツールの活用を通してお客様及び従業員の安全確保・感染拡大防止に留意しながら、多くのお客様のご相談に対して金融サービスを提供してまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における経営成績は、売上高2,574,804千円、営業利益377,107千円、経常利益376,773千円、親会社株主に帰属する四半期純利益252,476千円となりました。

なお、当社グループはフィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

②キャッシュ・フローの状況

第19期連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、税金等調整前当期純利益が284,987千円、販売用不動産の売却に伴うたな卸資産の減少による収入があったものの、法人税等の支払や米国不動産事業において短期貸付け及び長期貸付けによる支出があったことから、前連結会計年度末に比べ23,634千円減少し、1,365,915千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、得られた資金は156,227千円（前連結会計年度は473,165千円の収入）となりました。これは主に、増加の要因として税金等調整前当期純利益284,987千円（前年同期比49.7%減）、販売用不動産の売却が進んだことによるたな卸資産の減少額231,618千円（前連結会計年度は販売用不動産の仕入れがあったことから69,492千円の増加）があった一方、減少の要因として海外不動産事業における不動産売却にかかる売掛金の発生及び生命保険代理店事業における大口契約の発生による売上債権の増加額130,436千円（前年同期比64.9%増）、法人税等の支払額197,046千円（前年同期比95.4%増）があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は336,848千円（前連結会計年度は515,366千円の収入）となりました。これは主に、海外不動産事業において事業提携会社と共同で行う大型不動産販売プロジェクトへの貸付を行ったことによる短期貸付金の増加額132,638千円（前連結会計年度は別の大型不動産販売プロジェクトへの貸付金の回収があったことから484,300千円の減少）、海外不動産事業において不動産売却に伴う買主に対する長期貸付を行ったことによる長期貸付けによる支出112,633千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、得られた資金は157,846千円（前連結会計年度は162,389千円の支出）となりました。これは主に、外貨建債権の為替変動リスクに対して、外貨建借入を利用しての為替変動リスクヘッジを行ったことによる短期借入金の純増加額217,280千円（前連結会計年度は83,180千円の純減少）があった一方、約定弁済による長期借入金の返済による支出24,584千円（前年同期比29.1%減）、配当金の支払額22,850千円があったことによるものであります。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループはフィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであるため、事業別に記載しております。

事業の名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比 (%)
生命保険代理店業 (千円)	2,554,946	95.4
損害保険代理店業 (千円)	172,763	108.5
金融商品仲介業 (千円)	51,862	91.0
住宅ローン代理業 (千円)	44,018	103.5
不動産販売業 (千円)	326,917	260.5
その他 (千円)	94,111	121.7
合計 (千円)	3,244,620	103.3

(注) 1. 最近2連結会計年度及び第20期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第18期連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第19期連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第20期第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
メットライフ生命 保険株式会社	1,583,850	50.4	1,538,680	47.4	1,059,270	41.1
マニユライフ生命 保険株式会社	258,465	8.2	335,307	10.3	246,576	9.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、資産、負債、収益及び費用に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりです。

(解約返戻引当金)

解約返戻引当金は、生命保険契約者の短期解約に伴い生命保険会社に対して返戻する代理店手数料の支払いに備えるため、過去3年間の生命保険会社への返戻額の実績を基礎にして返戻料率を算出し代理店手数料に乘じることで算定しております。

当該返戻額は、経済環境の悪化や生命保険契約者の個別的な理由等の外部要因により発生する可能性があり、将来的に発生する生命保険会社への返戻額の見積りは不確実性が高い領域であります。

(固定資産の減損)

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失として計上しております。減損兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討してまいりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

③資本の財源及び資金の流動性

当社グループにおける主な資金需要としては、人件費等の営業費用、海外不動産販売業における不動産仕入及び大型不動産プロジェクトへの貸付金であります。これらの資金需要につきましては、自己資金を基本としつつ、必要に応じて最適な方法による資金調達にて対応する方針であります。

資金の流動性については、営業活動によるキャッシュ・フローを源泉に流動性の確保を図っておりますが、より柔軟かつ安定的な流動性の確保を目的として、取引金融機関と総額500,000千円の当座貸越契約を締結しております。

④経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」に記載しております。

4【経営上の重要な契約等】

代理店業務委託契約

①生命保険会社

代理店業務委託契約を締結している生命保険会社は次のとおりです。当該契約の概要は、保険募集の媒介を行い、契約締結に至ったものにつき代理店手数料を受けるといったものです。

楽天生命保険株式会社
エヌエヌ生命保険株式会社
アクサ生命保険株式会社
アクサダイレクト生命保険株式会社
朝日生命保険相互会社
アフラック生命保険株式会社
メットライフ生命保険株式会社
オリックス生命保険株式会社
ジブラルタ生命保険株式会社
住友生命保険相互会社
ソニー生命保険株式会社
SOMPOひまわり生命保険株式会社
第一生命保険株式会社
第一フロンティア生命保険株式会社
ネオファースト生命保険株式会社
東京海上日動あんしん生命保険株式会社
日本生命保険相互会社
SBI生命保険株式会社
FWD富士生命保険株式会社
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
マニユライフ生命保険株式会社
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
大樹生命保険株式会社
メディケア生命保険株式会社
チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
富国生命保険相互会社
明治安田生命保険相互会社
はなさく生命保険株式会社

②損害保険会社

代理店業務委託契約を締結している損害保険会社は次のとおりです。当該契約の概要は、保険募集の代理等を行い、契約締結に至ったものにつき代理店手数料を受けるといったものです。

AIG損害保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
Chubb損害保険株式会社
スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
セコム損害保険株式会社
セゾン自動車火災保険株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
日立キャピタル損害保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
ソニー損害保険株式会社
楽天損害保険株式会社
ユーラーヘルメス信用保険会社
日新火災海上保険株式会社
SBI損害保険株式会社

③金融商品仲介業

金融商品仲介業に係る業務委託契約を締結している証券会社等は次のとおりです。当該契約の概要は、金融商品の売買の媒介を行い、契約締結に至ったものにつき代理店手数料を受けるといふものです。

楽天証券株式会社
ウェルスナビ株式会社
PWM日本証券株式会社
株式会社SBI証券

④住宅ローン代理業

住宅ローン代理業に係る業務委託契約を締結している会社は次のとおりです。当該契約の概要は、金銭消費貸借契約の媒介を行い、契約締結に至ったものにつき代理店手数料を受けるといふものです。

株式会社クレディセゾン

⑤銀行代理業

銀行代理業に係る業務委託契約を締結している会社は次のとおりです。当該契約の概要は、銀行業務に係る契約の締結の媒介を行い、契約締結に至ったものにつき代理店手数料を受けるといふものです。

ソニー銀行株式会社

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第19期連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社グループにて実施した設備投資の総額は62,251千円であり、その主なものは、人員増加に対応するための本社レイアウト変更工事費用40,054千円、営業効率向上を目的とした自社利用のオンライン面談のためのソフトウェア開発費用10,375千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループの事業セグメントは、フィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであるため、セグメント別に記載しておりません。

第20期第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

当社グループにて実施した設備投資の総額は15,030千円であり、その主なものは、見込み顧客の開拓及び生産性向上を目的とした自社利用のソフトウェア開発費用9,600千円、人員増加に対応するための本社ネットワーク工事費用4,467千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループの事業セグメントは、フィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであるため、セグメント別に記載しておりません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	有形固定資産その 他 (千円)	無形固定資産 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	本社事務所	43,505	13,624	12,739	69,869	143 (76)
大阪支社 (大阪府大阪市中央区)	支社事務所	5,895	2,107	—	8,003	30 (3)
名古屋支社 (愛知県名古屋市中区)	支社事務所	412	944	—	1,356	16 (—)
福岡支社 (福岡県福岡市博多区)他1店	支社事務所	2,293	—	—	2,293	—
四国支社 (徳島県徳島市)他2店	支社事務所 営業店舗	792	87	—	879	5 (2)
金沢支社 (石川県金沢市)	支社事務所	328	613	—	942	5 (—)
フジグラン川之江店 (愛媛県四国中央市)他4店	営業店舗	1,230	—	—	1,230	7 (2)
フジグラン高知店 (高知県高知市)他3店	営業店舗	181	—	—	181	5 (3)
フジグラン丸亀店 (香川県丸亀市)	営業店舗	421	—	—	421	1 (2)
アピタ静岡店 (静岡県静岡市駿河区)他1店	営業店舗	1,099	76	—	1,176	4 (1)
ラザウォーク甲斐双葉店 (山梨県甲斐市)	営業店舗	432	—	—	432	1 (2)

(注) 1. 上記金額には消費税は含まれておりません。

2. すべての事業所は賃借しており、その年間賃借料(共益費を含む)は156,983千円であります。

3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

4. 当社は、フィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 帳簿価額の有形固定資産のうち「その他」は、工具、器具及び備品、無形固定資産は、ソフトウェア、商標権であります。

(2) 在外子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】(2021年1月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	18,280,000
計	18,280,000

(注) 2020年11月17日開催の取締役会決議により、発行可能株式総数の定款変更を行い、発行可能株式総数は、17,980,000株増加し、18,280,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,570,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	4,570,000	—	—

(注) 1. 2020年11月17日開催の取締役会決議により、2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,524,300株増加し、4,570,000株となっております。
2. 2020年11月17日開催の取締役会決議により、2020年12月11日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第5回新株予約権

決議年月日	2018年7月26日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社代表取締役 1
新株予約権の数（個）※	1,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式1,500[150,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	30,500[305]（注）2
新株予約権の行使期間※	自 2020年6月1日 至 2028年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格： 30,500[305] 資本組入額： 15,250[152.5]（注）3
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※ 最近事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. ①本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、2020年3月期から2024年3月期までのいずれかの期の当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書とする。）における営業利益が、550百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- ②本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、従業員及び顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ②本新株予約権者が権利行使をする前に、（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ③当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）3に準じて決定する。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑧その他新株予約権の行使の条件
（注）4に準じて決定する。
 - ⑨新株予約権の取得事由及び条件
（注）5に準じて決定する。
 - ⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第6回新株予約権

決議年月日	2018年7月26日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 4
新株予約権の数（個）※	1,800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式1,800[180,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	30,500[305]（注）
新株予約権の行使期間※	自 2020年7月27日 至 2028年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格： 30,500[305] 資本組入額： 15,250[152.5]
新株予約権の行使の条件※	①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。 ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 i 合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社 ii 吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社 iii 新設分割 新設分割により設立する株式会社 iv 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 v 株式移転 株式移転により設立する株式会社

※ 最近事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の計算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第7回新株予約権

決議年月日	2018年7月26日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取引先 2
新株予約権の数（個）※	5,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式5,000[500,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	30,500[305]（注）2
新株予約権の行使期間※	自 2020年6月1日 至 2028年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格： 30,500[305] 資本組入額：15,250[152.5]（注）3
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※ 最近事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. ①本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、第7回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ②本新株予約権者は、2020年3月期から2024年3月期までのいずれかの期の当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書とする。）における営業利益が、550百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- ③本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、従業員及び顧問・業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ②本新株予約権者が権利行使をする前に、（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ③当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）3に準じて決定する。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑧その他新株予約権の行使の条件
（注）4に準じて決定する。
 - ⑨新株予約権の取得事由及び条件
（注）5に準じて決定する。
 - ⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 第7回新株予約権の詳細

当社の代表取締役社長である伊藤清は、当社の現在及び将来の従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2018年7月17日開催の取締役会決議に基づき、2018年7月26日付で、税理士小林義典を受託者として、2つの交付日を異にする「時価発行新株予約権信託®」（以下、「本信託（第7回新株予約権）」といい、それぞれの信託を「信託①」及び「信託②」という。）を設定しており、当社は本信託（第7回新株予約権）に基づき、小林義典に対して、第7回新株予約権（2018年7月26日臨時株主総会決議）を発行しております。本信託（第7回新株予約権）の内容は次のとおりです。

名称	新株予約権信託（時価発行新株予約権信託）
委託者	伊藤清
受託者	小林義典
受益者	交付日現在、当グループに在籍又は関与する役職員等のうち、新株予約権交付ガイドラインに定める要件を充足し、交付日に当社から受益者としての指定を受けた者
信託契約日（信託期間開始）	2018年7月27日
信託財産	信託①：第7回新株予約権 2,500個 信託②：第7回新株予約権 2,500個
信託期間満了日	信託①：当社の株式が金融商品取引所において上場した日から半年が経過する日又は上場した上で到来する2024年12月1日のいずれか早い日の翌営業日（「交付日①」） 信託②：当社の株式が金融商品取引所において上場した日から3年半が経過する日又は上場した上で到来する2026年12月1日のいずれか早い日の翌営業日（「交付日②」）
信託の目的	受託者は、信託期間満了日まで信託財産である新株予約権を管理し、交付日に受益者が確定し次第、これを受益者に交付する。
受益者適格要件	<p>受益候補者が受益者となるためには、交付日時点において、以下に定める受益者適格要件を満たす必要があります。</p> <p>(1) 委託者・受託者又はその親族でないこと。</p> <p>(2) 交付日時点において、以下の要件を満たすこと。</p> <p>①受益候補者となる当グループの取締役は、業務執行取締役に限るものとする。</p> <p>②受益候補者となる当グループの従業員は、正社員、契約社員、嘱託社員に限るものとする。</p> <p>③受益候補者となる当グループの顧問・業務委託先は、当グループと継続的な契約関係及び取引の実態がある者であって、評価委員会において特に認定された者に限るものとする。</p> <p>なお、受益候補者に対する第7回新株予約権の配分は、信託ごとに①査定ランクポイントと②インセンティブポイントの評定の2種類に分けられており、当社のガイドラインで定められたルール等に従い、評価委員会に置いて決定されます。なお、委託者は評価委員会に参加しておりません。</p> <p>(1) 査定ランクポイント 各受益候補者の年間の人事考課結果を総合的に勘案して、評価委員会によって査定ランクポイントの付与を決定いたします。</p> <p>(2) インセンティブポイント 社内体制の構築など当社の成長に必要な貢献をした者や営業成績が年間上位だった者など役職に求められる役割を大きく超えて企業価値向上に著しく貢献した人物に対して、その貢献度に応じて、評価委員会によってインセンティブポイントの付与を決定いたします。</p>

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年12月11日 (注)	4,524,300	4,570,000	—	283,790	—	183,790

(注) 株式分割(1:100)によるものであります。

(4)【所有者別状況】

2021年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	3	—	2	—	—	11	16	—
所有株式数 (単元)	—	5,711	—	380	—	—	39,609	45,700	—
所有株式数の割 合(%)	—	12.50	—	0.83	—	—	86.67	100	—

(5)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2021年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,570,000	45,700	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は100 株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,570,000	—	—
総株主の議決権	—	45,700	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では、中長期的な企業価値向上と株主への適切な利益還元の双方を図ることを重要な経営課題として認識しており、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき期末配当として当期は1株当たり500円の配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は13.5%となりました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、継続的な事業拡大及び経営基盤強化に向けて有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たりの配当額（円）
2020年6月26日 定時株主総会決議	22,850	500

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、経営の健全性と効率性、及び高い成長性の実現による企業価値の向上を目的とし、透明性、公正性かつ迅速性を高め、意思決定のための仕組みを構築することをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であり、独立した外部の視点による監督機能の強化を図るため、社外役員4名（社外取締役1名及び社外監査役3名）を選任し、全取締役及び監査役とともに取締役会を構成しております。社外取締役及び社外監査役の豊富な経験と高い見識に基づき意思決定機能を監督する体制を採ることで、経営の基本方針や事業運営に係る重要な意思決定を行う取締役会の機能を高めております。また、監査役会は会計監査人及び内部監査室と適宜連携を図ることで機動的かつ実効性の高い監査を可能としております。以上の理由により、現在のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

なお、コーポレート・ガバナンスに係る各機関の詳細は次のとおりです。

a. 取締役会

取締役会は取締役5名（うち社外取締役1名）で構成され、経営上の意思決定機関として、法令及び定款で定められた事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。毎月1回定例の取締役会を開催する他、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。

b. 監査役会

監査役会は、常勤社外監査役1名、非常勤社外監査役2名の合計3名で構成されており、毎月開催される取締役会に出席し広く意見を述べ、取締役の業務執行状況を監査する役割を担っております。また、監査役会は内部監査室との連携、情報共有により、より実効性の高い監査が行われるよう努めております。

c. 内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は専任者1名で構成され、内部監査年間計画に従い、業務執行の合理性、効率性、適正性、妥当性等について当社全部門及び関係会社を対象に監査しております。監査結果は、代表取締役社長に報告され、被監査部門責任者に改善事項の指摘を行い、フォローアップ監査により改善状況のモニタリングを実施しております。

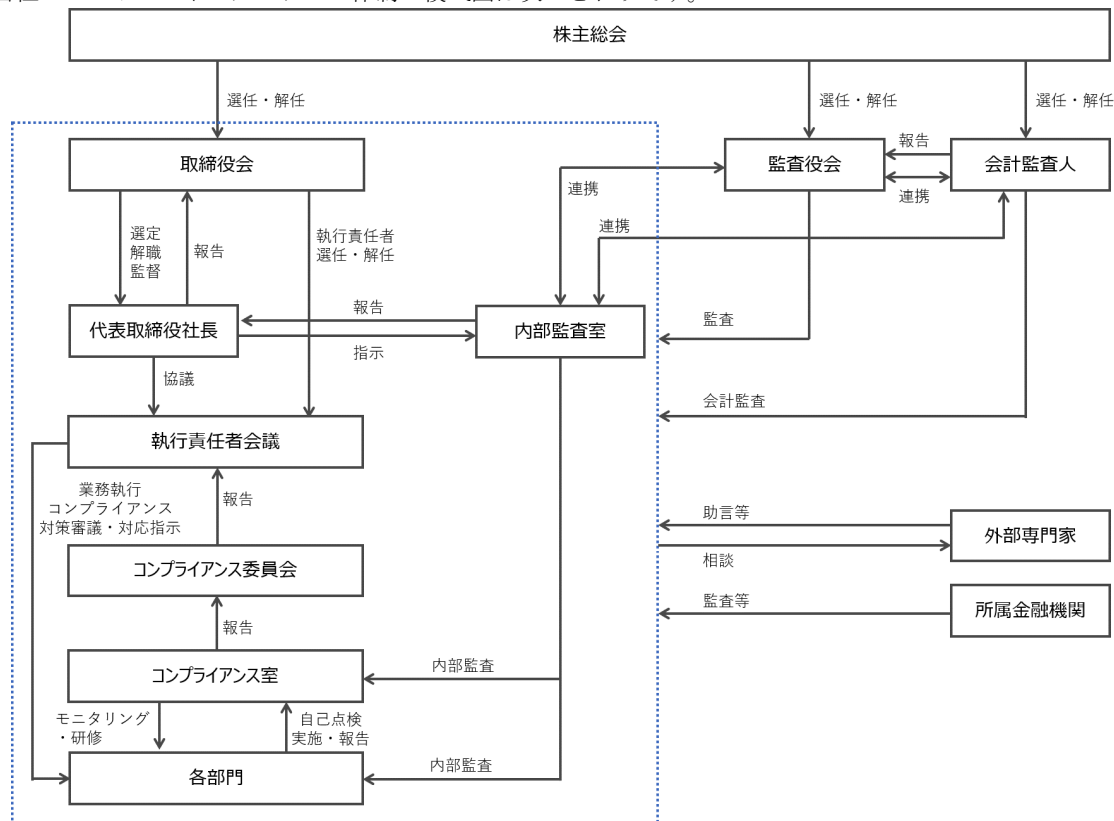
d. 会計監査人

当社では、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けております。

e. 執行責任者会議

執行責任者会議（代表取締役社長を議長とし、業務執行取締役、執行役員、常勤監査役で構成される）は、取締役会から選任を受け、毎月2回、業務執行の迅速化・効率性向上に向けた審議機関として開催しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。



③内部統制システムの整備の状況

当社は、業務執行及び監督、監査が適切性及び実効性をもって行われるよう「内部統制基本方針」を定めており、当該方針に基づき内部統制に係る体制整備を行っております。

- a. 取締役及び従業員の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス規程、コンプライアンス委員会規程等のコンプライアンス体制に係る諸規定を遵守した業務執行を行う。
 2. コンプライアンス室が業法を中心とした法令遵守徹底に向けた取組を統括し、コンプライアンス委員会（執行役員を委員長とし、各営業部門部門長またコンプライアンス担当責任者、コンプライアンス室長、内部監査室長、常勤監査役にて構成されており、原則として毎月1回開催する他、必要に応じて随時開催）との連携を図りながらコンプライアンスの状況の把握・分析及び執行責任者会議への報告を行う。
 3. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜実施し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 4. 代表取締役社長直轄の内部監査室が、監査役会及び会計監査人との連携・協力のもと内部監査を実施し、業務の適法かつ適切な運営と内部管理の徹底を図る。
 5. 当社及び当社子会社の取締役の業務執行が、法令・定款・規程に違反することなく適正に行われていることを確認するため、監査役による監査を行う。
 6. 事故や不祥事等のコンプライアンス違反を未然に防止することを目的とし、法令上及び社会通念上疑義のある行為に対して従業員が情報提供を行えるよう内部通報制度を設置及び運営する。
- b. 取締役の業務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 取締役の業務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 2. 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他体制
 1. リスク管理規程に基づき、取締役及び従業員は不測の事態も含めた事業運営に係る様々なリスクを積極的に予見し、諸リスクの把握、評価に努める。
 2. リスクの種類に応じたリスク責任部門を定め、各業務の深い知見に根差したリスク管理体制を構築する。

3. リスクが発見された際にはビジネスストラテジー本部長に速やかに報告するものとし、ビジネスストラテジー本部長は当該リスクが経営に重大な影響を及ぼすと判断した場合は取締役会に報告をし、その内容に応じて顧問弁護士、公認会計士等と協議した上で適切な対応を行う。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

1. 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と業務執行機能を分離し、各管掌部門における業務執行については職務分掌規程及び職務権限規程に沿って各執行責任者が担うこととし、月次で開催される取締役会において業務執行の監督と業務執行に係る重要な意思決定を行う。なお、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
2. 業務執行を円滑に行うために執行責任者会議を月に2回行い、取締役会の審議事項の予備的な審議を行うことで、経営意思の決定や業務執行の迅速化・効率化を図る。

e. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については当社ビジネスストラテジー本部長による指示・監督のもとで当社企業集団としての適正な運営を図る。
2. 内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
3. 上記cの損失の危機に関する事項については、当社企業集団の各社に適用されるものとし、当社において当社企業集団全体のリスクを網羅的かつ統括的に管理する。

f. 監査役がその業務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び従業員の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役は、内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令できるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役の指揮命令は受けないものとする。
2. 当該従業員に係る人事異動・人事考課等については、監査役の意見を反映して決定するものとする。

g. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、取締役会の他、執行責任者会議等重要な会議に出席し、取締役及び従業員から業務執行状況の報告を求めることができる。
2. 取締役及び従業員は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するとともに、当社企業集団に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見したとき時には、直ちに監査役に報告する。

h. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

1. 反社会的勢力との関係・取引・利用を一切行わないことを基本方針とし、その堅持・徹底のため、反社会的勢力対応マニュアルを規定し、人事総務部を事務局として体制の整備・教育を実施する。
2. 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、当該マニュアルに定めるところにより、ビジネスストラテジー本部長を委員長とする「反社会的勢力対策委員会」を設置し、警察等の外部専門機関との連携も適宜図りながら、会社組織全体で毅然とした対応を取る。

i. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。
2. 監査役は、定期的に会計監査人及び内部監査室と連携をとり、監査役監査を行う。

④リスク管理体制の整備状況

リスク管理規程に基づき、リスクの種類に応じて定められたリスク責任部門がリスクを積極的に予見し、ビジネスストラテジー本部長及び内部監査室長と協議の上、リスクの未然防止・低減を図っております。また、ビジネスストラテジー本部長は、リスク管理の統括責任者として適宜取締役会及び監査役会に報告すると共に、その内容に応じて顧問弁護士及び公認会計士等の専門家と協議を図りながらリスク管理の全社的推進を担います。

⑤コンプライアンス体制の整備状況

当社では、コンプライアンス室が主管となってグループ全体のコンプライアンス体制の強化・推進を目的に、社内業務の定期的なモニタリング及び研修等を通して企業活動における法令遵守・営業活動上の諸問題の解決に向け対応しております。

⑥責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった業務執行について善意かつ重大な過失がない時に限られます。

⑦取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。

⑧取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性 8名 女性 一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (代表取締役)	伊藤 清	1965年8月23日生	1988年4月 日本電気株式会社入社 1989年1月 日新精糖株式会社 1996年9月 ソニー生命保険株式会社入社 2002年1月 当社設立代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	1,844,600
取締役	吉橋 正	1969年1月21日生	1991年4月 株式会社アシスト入社 1998年1月 ソニー生命保険株式会社入社 2003年2月 当社取締役就任(現任) 2016年9月 Broad-minded America Properties, Inc. 代表取締役社長就任(現任) 2016年9月 Broad-minded Texas, LLC代表取締役社長就任(現任) 2020年10月 MIRAI株式会社代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	740,800
取締役	大西 新吾	1966年6月30日生	1989年4月 株式会社電通入社 2006年4月 当社入社 2008年6月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	283,900
取締役	鶴沢 敬太	1983年3月7日生	2005年4月 三井住友海上火災保険株式会社入社 2007年6月 株式会社ヒューマンベーシック取締役就任 2008年5月 当社入社 2020年6月 当社取締役就任(現任) 2020年10月 MIRAI株式会社取締役就任(現任)	(注) 3	1,600
取締役	福森 久美	1952年12月13日生	1982年3月 公認会計士登録(7546号) 1982年4月 日本合同ファイナンス株式会社(現、株式会社ジャフコ)入社 1997年6月 同社取締役就任 2001年6月 同社常務取締役就任 2004年4月 株式会社ヴィクトリア代表取締役社長就任 2005年3月 税理士登録 2005年5月 株式会社ジャフコ常務執行役員就任 2006年6月 同社常勤監査役就任 2011年4月 公認会計士福森久美事務所開設 2011年6月 株式会社フェローテック(現、株式会社フェローテックホールディングス)監査役就任 2013年6月 東京エレクトロンデバイス株式会社監査役就任(現任) 2015年6月 日本ラッド株式会社監査役就任(現任) 2019年6月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	-
常勤監査役	小林 修介	1949年1月21日生	1972年4月 大東京火災海上保険(現、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)入社 2002年4月 同社取締役就任 2004年4月 同社常務執行役員就任 2008年4月 同社専務執行役員就任 2011年4月 株式会社タイセイ・ハウジー取締役専務執行役員就任 2019年6月 当社監査役就任(現任) 2020年10月 MIRAI株式会社監査役就任(現任)	(注) 4	5,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	座間 陽一郎	1975年3月19日生	2001年4月 中央青山監査法人入所 2004年3月 公認会計士登録(18647号) 2007年8月 新創税理士法人(現、銀座K.T.C税理士法人)入所 2007年10月 税理士登録 2008年8月 公認会計士・税理士座間陽一郎事務所開業 2010年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	—
監査役	浅田 登志雄	1981年5月1日生	2006年10月 弁護士登録 三宅坂総合法律事務所入所 2016年1月 霞門総合法律事務所開設 2017年1月 霞門総合法律事務所パートナー就任 2017年12月 株式会社SPACE WALKER監査役就任(現任) 2019年5月 潮見坂総合法律事務所パートナー就任(現任) 2020年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	—
計					2,875,900

- (注) 1. 取締役福森久美は、社外取締役であります。
2. 監査役小林修介、座間陽一郎及び浅田登志雄は、社外監査役であります。
3. 2020年12月15日開催の臨時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
4. 2020年12月15日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

②社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役の福森久美氏は、公認会計士であり、企業会計の専門家としての立場からその知見に基づき当社経営について助言いただくため選任しており、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外監査役の小林修介氏は、長らく保険会社において役員を歴任し、経営に関与し培われた豊富な経験と高い見識を有した人物として監査するため選任しております。同氏は当社株式を5,000株保有しておりますが、それ以外においては当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の座間陽一郎氏は、公認会計士であり、経理その他管理業務の知見豊富な人物として監査するため選任しており、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外監査役の浅田登志雄氏は、弁護士であり、コンプライアンスその他企業法務の知見豊富な人物として監査するため選任しており、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当社は、社外役員の選任に際し、独立性について当社としての具体的な基準は定めておりませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案した上で選任することとしております。

③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役は、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行い、内部統制システムの整備・運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しております。また、会計監査人と定期的に意見交換を行い、より実効性の高い監査の実施に努めております。

内部監査は、毎期内部監査計画を策定し、当該計画に基づき全部門対象とした内部監査を実施しており、より実効性の高い監査体制を実現するため定期的に監査役、会計監査人との意見交換を行っております。また、内部監査の結果については代表取締役社長宛に都度報告するとともに、改善状況に関するフォローアップも行っております。

社外取締役は定期的に監査役と社内管理体制、コンプライアンス、事業活動の状況等について定期的に意見交換を行い情報収集に努めております。

これらの活動により、監督・監査の質的向上及び内部統制の強化を図っております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成され、全員が社外監査役であります。監査役は、監査計画に基づき、取締役会に出席し、取締役会及び取締役の業務執行と会社経営の適法性を監査しております。また監査役は監査役会においてそれぞれの監査の結果を共有しております。

監査役の小林修介は、長らく保険会社において役員を歴任し、経営に関与し培われた豊富な経験と高い見識を有しております。

監査役座間陽一郎は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役浅田登志雄は、弁護士であり、コンプライアンスその他企業法務の豊富な知見を有しております。

最近事業年度において当社は監査役協議会を10回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
小林 修介	10	10
座間 陽一郎	10	10

監査役会における主な検討事項は、会計監査人の選解任及び監査報酬、監査報告の作成、監査計画の策定、監査の方針、業務及び財産の状況の調査方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項であります。

また、監査役の活動は、取締役会をはじめとした各種会議への出席と意見陳述、代表取締役との意見交換、業務執行過程のモニタリング、決裁申請書等重要な書類の閲覧、会計監査人の独立性の監視、計算書類・事業報告・重要な取引記録等の監査等であります。

②内部監査の状況

代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置しており、担当者を1名配置しております。年度監査計画に基づいて、各部署の業務の効率性や、各規程、職務権限に基づく牽制機能、また法令遵守等必要な業務監査を実施し、内部統制の充実に努めております。

監査役、内部監査室及び会計監査人は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報の共有化を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

須永 真樹

岩崎 剛

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 10名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会は、会計監査人の監査活動の体制とその独立性、監査品質並びにその報酬の妥当性などを確認して評価を行い、会計監査人の選任及び再任の是非を判断しております。当事業年度においてもこれらの要素を確認し、太陽有限責任監査法人の再任を決定しております。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っています。太陽有限責任監査法人について、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生はなく、会計監査人の職務の遂行に支障がないと評価しております。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	9,180	—	18,255	—
連結子会社	—	—	—	—
計	9,180	—	18,255	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Grant Thornton）に属する組織に対する報酬（aを除く）
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針
監査日数、業務の特性、及び当社の事業規模等を勘案し、決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、当該検証結果を踏まえて、報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の報酬額の算定にあたっては、社内外から優秀な人材を確保し、業績向上に向けた意識を高めることをコンセプトに、社外公平性と社内公正性の二つを勘案した報酬とすることを基本方針としております。

当社の取締役報酬の限度額は、2019年6月27日開催の定時株主総会の決議により年額500百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。）、監査役報酬の限度額は、2006年2月28日開催の定時株主総会の決議により年額30百万円以内と決定しております。

その限度額内で、取締役の報酬は代表取締役社長が取締役会の一任を受け、前年業績やその貢献度及び責任の範囲を勘案し、個別にその額を決定しております。また監査役の報酬は、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議にて決定しております。

最近事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容としては、2020年6月26日開催の取締役会において、取締役の報酬を代表取締役社長へ一任する決議しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役除く)	139,069	139,069	—	—	3
監査役 (社外監査役除く)	—	—	—	—	—
社外役員	10,140	10,140	—	—	3

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株価の変動や株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）及び当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）及び当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応できる体制を整備するため、監査法人との連携を密にするとともに開示支援専門会社等が主催するセミナーへの積極的な参加を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,389,550	1,365,915
売掛金	312,662	443,191
販売用不動産	391,486	151,945
短期貸付金	275,304	402,671
その他	50,720	55,019
流動資産合計	2,419,724	2,418,743
固定資産		
有形固定資産		
建物	54,384	91,701
その他	45,472	48,460
減価償却累計額	△63,073	△65,520
有形固定資産合計	36,783	74,641
無形固定資産		
のれん	17,062	—
その他	2,333	20,611
無形固定資産合計	19,396	20,611
投資その他の資産		
投資有価証券	48,125	65,163
長期貸付金	—	112,747
繰延税金資産	92,830	87,218
その他	186,164	201,830
投資その他の資産合計	327,119	466,960
固定資産合計	383,299	562,214
資産合計	2,803,024	2,980,958

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	222,020	435,320
1年内償還予定の社債	12,000	12,000
1年内返済予定の長期借入金	24,584	18,784
未払法人税等	116,480	19,608
賞与引当金	198,181	193,776
解約返戻引当金	57,400	55,600
未払金	170,718	154,890
その他	118,924	89,208
流動負債合計	920,309	979,188
固定負債		
社債	18,000	6,000
長期借入金	22,367	3,583
資産除去債務	—	600
固定負債合計	40,367	10,183
負債合計	960,676	989,371
純資産の部		
株主資本		
資本金	283,790	283,790
資本剰余金	183,790	183,790
利益剰余金	1,363,263	1,518,393
株主資本合計	1,830,843	1,985,973
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	11,179	5,288
その他の包括利益累計額合計	11,179	5,288
新株予約権	325	325
純資産合計	1,842,347	1,991,586
負債純資産合計	2,803,024	2,980,958

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2020年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,496,612
売掛金	504,258
販売用不動産	26,981
短期貸付金	383,024
その他	49,617
流動資産合計	2,460,493
固定資産	
有形固定資産	166,976
無形固定資産	19,087
投資その他の資産	442,013
固定資産合計	628,077
資産合計	3,088,571
負債の部	
流動負債	
短期借入金	310,560
1年内償還予定の社債	12,000
1年内返済予定の長期借入金	7,154
未払法人税等	52,628
賞与引当金	95,109
解約返戻引当金	53,335
その他	350,896
流動負債合計	881,684
固定負債	
資産除去債務	600
固定負債合計	600
負債合計	882,284
純資産の部	
株主資本	
資本金	283,790
資本剰余金	183,790
利益剰余金	1,748,019
株主資本合計	2,215,599
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△9,637
その他の包括利益累計額合計	△9,637
新株予約権	325
純資産合計	2,206,287
負債純資産合計	3,088,571

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	3,140,591	3,244,620
売上原価	38,457	275,261
売上総利益	3,102,134	2,969,359
販売費及び一般管理費	※1 2,576,003	※1 2,668,112
営業利益	526,130	301,247
営業外収益		
受取利息	7,763	7,959
為替差益	29,138	—
その他	6,272	978
営業外収益合計	43,173	8,937
営業外費用		
支払利息	9,047	12,619
為替差損	—	3,492
匿名組合投資損失	2,137	2,961
その他	215	292
営業外費用合計	11,400	19,365
経常利益	557,903	290,819
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	※2 9,420	—
特別利益合計	9,420	—
特別損失		
固定資産除却損	※3 608	※3 1,561
減損損失	—	※4 1,456
事務所移転費用	—	2,813
特別損失合計	608	5,832
税金等調整前当期純利益	566,715	284,987
法人税、住民税及び事業税	172,382	101,400
法人税等調整額	△7,147	5,606
法人税等合計	165,234	107,006
当期純利益	401,481	177,980
親会社株主に帰属する当期純利益	401,481	177,980

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	401,481	177,980
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	11,241	△5,891
その他の包括利益合計	※ 11,241	※ △5,891
包括利益	412,722	172,088
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	412,722	172,088
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)
売上高	2,574,804
売上原価	140,089
売上総利益	2,434,714
販売費及び一般管理費	2,057,607
営業利益	377,107
営業外収益	
受取利息	7,089
助成金収入	7,400
その他	1,741
営業外収益合計	16,231
営業外費用	
支払利息	6,946
為替差損	5,875
匿名組合投資損失	1,458
その他	2,285
営業外費用合計	16,565
経常利益	376,773
特別損失	
固定資産除却損	712
その他	79
特別損失合計	792
税金等調整前四半期純利益	375,980
法人税、住民税及び事業税	90,364
法人税等調整額	33,139
法人税等合計	123,504
四半期純利益	252,476
親会社株主に帰属する四半期純利益	252,476

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
四半期純利益	252,476
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△14,925
その他の包括利益合計	△14,925
四半期包括利益	237,550
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	237,550

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	283,790	183,790	984,631	1,452,211
当期変動額				
剰余金の配当			△22,850	△22,850
親会社株主に帰属する当期純利益			401,481	401,481
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	378,631	378,631
当期末残高	283,790	183,790	1,363,263	1,830,843

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△62	△62	—	1,452,149
当期変動額				
剰余金の配当				△22,850
親会社株主に帰属する当期純利益				401,481
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,241	11,241	325	11,566
当期変動額合計	11,241	11,241	325	390,197
当期末残高	11,179	11,179	325	1,842,347

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	283,790	183,790	1,363,263	1,830,843
当期変動額				
剰余金の配当			△22,850	△22,850
親会社株主に帰属する当期純利益			177,980	177,980
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	155,130	155,130
当期末残高	283,790	183,790	1,518,393	1,985,973

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11,179	11,179	325	1,842,347
当期変動額				
剰余金の配当				△22,850
親会社株主に帰属する当期純利益				177,980
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,891	△5,891		△5,891
当期変動額合計	△5,891	△5,891	—	149,238
当期末残高	5,288	5,288	325	1,991,586

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	566,715	284,987
減価償却費	10,822	11,568
資産除去費用	1,826	1,900
減損損失	—	1,456
のれん償却額	17,394	17,062
賞与引当金の増減額 (△は減少)	33,207	△4,405
解約返戻引当金の増減額 (△は減少)	15,400	△1,800
受取利息及び受取配当金	△9,994	△7,959
支払利息	9,049	12,619
為替差損益 (△は益)	△16,872	4,002
抱合せ株式消滅差損益 (△は益)	△9,420	—
有形固定資産除売却損益 (△は益)	608	1,561
匿名組合投資損益 (△は益)	2,137	2,961
売上債権の増減額 (△は増加)	△79,087	△130,436
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△69,492	231,618
未払金の増減額 (△は減少)	56,116	△22,035
未払消費税等の増減額 (△は減少)	25,966	△16,114
その他	9,004	△23,288
小計	563,381	363,698
利息及び配当金の受取額	13,088	4,860
利息の支払額	△2,467	△15,284
法人税等の支払額	△100,836	△197,046
営業活動によるキャッシュ・フロー	473,165	156,227
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△17,820	△50,354
無形固定資産の取得による支出	△1,630	△13,572
投資有価証券の取得による支出	—	△20,000
投資有価証券の償還による収入	55,000	—
差入保証金の差入による支出	△4,759	△8,934
差入保証金の回収による収入	277	1,285
短期貸付金の増減額 (△は増加)	484,300	△132,638
長期貸付けによる支出	—	△112,633
投資活動によるキャッシュ・フロー	515,366	△336,848
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△83,180	217,280
長期借入金の返済による支出	△34,684	△24,584
社債の償還による支出	△22,000	△12,000
配当金の支払額	△22,850	△22,850
その他	325	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△162,389	157,846
現金及び現金同等物に係る換算差額	△540	△858
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	825,602	△23,634
現金及び現金同等物の期首残高	554,955	1,389,550
合併による現金及び現金同等物増加額	8,991	—
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,389,550	※ 1,365,915

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

Broad-minded America Properties, Inc.

Broad-minded Texas, LLC

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

該当事項はありません。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 販売用不動産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

ロ 有価証券

(イ) その他有価証券

匿名組合出資の会計処理

匿名組合出資については、匿名組合の財産持分額を「投資有価証券」に計上しております。匿名組合への出資時に「投資有価証券」を計上し、匿名組合が獲得した純損益については持分相当額を「匿名組合投資利益又は匿名組合投資損失」に計上するとともに、同額を「投資有価証券」を加減しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法(ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ロ 解約返戻引当金

生命保険契約者の短期解約に伴い生命保険会社に対して返戻する代理店手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づく当社負担見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

- (5) のれんの償却方法及び償却期間
2年又は3年の定額法により償却しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり
スクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

Broad-minded America Properties, Inc.

Broad-minded Texas, LLC

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

該当事項はありません。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 販売用不動産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ 有価証券

(イ) その他有価証券

匿名組合出資の会計処理

匿名組合出資については、匿名組合の財産持分額を「投資有価証券」に計上しております。匿名組合への出資時に「投資有価証券」を計上し、匿名組合が獲得した純損益については持分相当額を「匿名組合投資利益又は匿名組合投資損失」に計上するとともに、同額を「投資有価証券」を加減しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ロ 解約返戻引当金

生命保険契約者の短期解約に伴い生命保険会社に対して返戻する代理店手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づく当社負担見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

- (5) のれんの償却方法及び償却期間
2年又は3年の定額法により償却しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり
スクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 保証債務

次の個人について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

(1) 債務保証

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)
伊藤 清	159,500千円	伊藤 清	159,500千円
吉橋 正	41,000	吉橋 正	41,000
大西 新吾	11,500	大西 新吾	11,500
計	212,000	計	212,000

2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
当座貸越限度額の総額	500,000千円	500,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	500,000	500,000

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬及び給料手当	898,608千円	990,858千円
賞与引当金繰入額	198,181	193,776
退職給付費用	35,312	41,068

※2 抱合せ株式消滅差益

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

抱合せ株式消滅差益は、当社の子会社でありました株式会社パイプを2018年10月1日付で吸収合併したことにより発生したものであります。

当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	一千円	1,561千円
工具、器具及び備品	608	0
計	608	1,561

※4 減損損失

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは、当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
徳島県徳島市	四国支社	建物等

当社グループは、事業用資産については事業の種類等を総合的に勘案して、グルーピングを行っております。

四国支社において支社移転を決定したことに伴い、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,456千円)として特別損失へ計上しております。その内訳は、建物928千円及び工具、器具及び備品528千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値をゼロとして算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	11,241千円	△5,891千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	11,241	△5,891
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	11,241	△5,891
その他の包括利益合計	11,241	△5,891

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	45,700	—	—	45,700
合計	45,700	—	—	45,700
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権(第5回)	—	—	—	—	—	75
	ストック・オプションとして の新株予約権(第6回)	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとして の新株予約権(第7回)	—	—	—	—	—	250
合計		—	—	—	—	—	325

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	22,850	500	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	22,850	利益剰余金	500	2019年3月31日	2019年6月28日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	45,700	—	—	45,700
合計	45,700	—	—	45,700
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権（第5回）	—	—	—	—	—	75
	ストック・オプションとして の新株予約権（第6回）	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとして の新株予約権（第7回）	—	—	—	—	—	250
合計		—	—	—	—	—	325

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	22,850	500	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	22,850	利益剰余金	500	2020年3月31日	2020年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	1,389,550千円	1,365,915千円
現金及び現金同等物	1,389,550	1,365,915

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	2,143
1年超	4,130
合計	6,273

当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	2,995
1年超	4,733
合計	7,728

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投機的な取引は行わない方針であり、一時的な余剰資金は、主に安全性の高い銀行預金で運用しております。また、資金調達については、事業計画に照らして必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び短期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、投資事業組合出資金であり、出資先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、事業活動に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの入金期日管理及び与信残高管理を行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建債権の為替変動リスクに対して、外貨建借入を利用してヘッジしております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、担当部門において資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,389,550	1,389,550	—
(2) 売掛金	312,662	312,662	—
(3) 短期貸付金	275,304	275,304	—
資産計	1,977,517	1,977,517	—
(1) 短期借入金	222,020	222,020	—
(2) 未払法人税等	116,480	116,480	—
(3) 未払金	170,718	170,718	—
(4) 社債（1年内償還予定を含む）	30,000	29,968	△31
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	46,951	46,660	△290
負債計	586,170	585,848	△321

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 短期借入金、(2) 未払法人税等、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 社債（1年内償還予定を含む）

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券	48,125

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,389,550	—	—	—
売掛金	312,662	—	—	—
短期貸付金	275,304	—	—	—
投資有価証券	—	48,125	—	—
合計	1,977,517	48,125	—	—

4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	222,020	—	—	—	—	—
社債	12,000	12,000	6,000	—	—	—
長期借入金	24,584	18,784	3,583	—	—	—
合計	258,604	30,784	9,583	—	—	—

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投機的な取引は行わない方針であり、一時的な余剰資金は、主に安全性の高い銀行預金で運用しております。また、資金調達については、事業計画に照らして必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び短期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、投資事業組合出資金であり、出資先の信用リスクに晒されております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、事業活動に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの入金期日管理及び与信残高管理を行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建債権の為替変動リスクに対して、外貨建借入を利用してヘッジしております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、担当部門において資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,365,915	1,365,915	—
(2) 売掛金	443,191	443,191	—
(3) 短期貸付金	402,671	402,671	—
(4) 長期貸付金	112,747	107,110	△5,637
資産計	2,324,526	2,318,889	△5,637
(1) 短期借入金	435,320	435,320	—
(2) 未払法人税等	19,608	19,608	—
(3) 未払金	154,890	154,890	—
(4) 社債（1年内償還予定を含む）	18,000	17,992	△7
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	22,367	22,326	△40
負債計	650,186	650,138	△47

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 短期借入金、(2) 未払法人税等、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 社債（1年内償還予定を含む）

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券	65,163

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,365,915	—	—	—
売掛金	443,191	—	—	—
短期貸付金	402,671	—	—	—
長期貸付金	—	112,747	—	—
投資有価証券	—	65,163	—	—
合計	2,211,778	177,911	—	—

4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	435,320	—	—	—	—	—
社債	12,000	6,000	—	—	—	—
長期借入金	18,784	3,583	—	—	—	—
合計	466,104	9,583	—	—	—	—

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

匿名組合への出資(連結貸借対照表計上額48,125千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

匿名組合への出資(連結貸借対照表計上額65,163千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、35,312千円であります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、41,068千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションに係る資産計上額及び科目名

現金及び預金 325千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社代表取締役 1名	当社取締役 2名 当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 150,000株	普通株式 180,000株
付与日	2018年7月31日	2018年7月31日
権利確定条件	<p>①本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、2020年3月期から2024年3月期までのいずれかの期の当社損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書とする。)における営業利益が、550百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</p> <p>②本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、従業員及び顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>①新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2020年6月1日 至 2028年7月30日	自 2020年7月27日 至 2028年7月26日

	第7回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取引先 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500,000株
付与日	2018年7月31日
権利確定条件	<p>①本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。</p> <p>②本新株予約権者は、2020年3月期から2024年3月期までのいずれかの期の当社損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書とする。)における営業利益が、550百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</p> <p>③本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、従業員及び顧問・業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 2020年6月1日 至 2028年7月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月11日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	150,000	180,000	500,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	150,000	180,000	500,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 2020年12月11日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション
権利行使価格 (注) (円)	305	305	305
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 2020年12月11日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また単位当たりの本源的価値の見積方法は、ディスカウントキャッシュフロー法及び簿価純資産法によっております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実数の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額	—
②当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションに係る資産計上額及び科目名

該当事項はありません。

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社代表取締役 1名	当社取締役 2名 当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 150,000株	普通株式 180,000株
付与日	2018年7月31日	2018年7月31日
権利確定条件	<p>①本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、2020年3月期から2024年3月期までのいずれかの期の当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書とする。）における営業利益が、550百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</p> <p>②本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、従業員及び顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2020年6月1日 至 2028年7月30日	自 2020年7月27日 至 2028年7月26日

	第7回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取引先 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500,000株
付与日	2018年7月31日
権利確定条件	<p>①本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。</p> <p>②本新株予約権者は、2020年3月期から2024年3月期までのいずれかの期の当社損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書とする。)における営業利益が、550百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</p> <p>③本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、従業員及び顧問・業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 2020年6月1日 至 2028年7月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年12月11日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	150,000	180,000	500,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	150,000	180,000	500,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 2020年12月11日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション
権利行使価格 (注) (円)	305	305	305
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 2020年12月11日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また単位当たりの本源的価値の見積方法は、ディスカウントキャッシュフロー法及び簿価純資産法によっております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実数の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額	—
②当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—

(税効果会計関係)

前連結会計年度(2019年3月31日)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	60,683千円
解約返戻引当金	17,575
未払事業所税	1,000
未払事業税	7,923
減価償却超過額	577
のれん償却超過額	4,252
その他	817
繰延税金資産小計	92,830
繰延税金資産合計	92,830
繰延税金資産の純額	92,830

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.72
地方税前期見込額	0.30
抱合せ株式消滅益	△0.59
欠損金控除	△1.75
外国税額控除	0.31
住民税均等割	1.05
その他	△1.50
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.16

当連結会計年度（2020年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	59,334千円
解約返戻引当金	17,024
未払事業所税	1,091
未払事業税	3,146
減損損失否認	446
事務所移転費用	667
減価償却超過額	1,043
のれん償却超過額	6,350
その他	536
繰延税金資産小計	89,640
繰延税金資産合計	89,640
繰延税金負債	
留保利益	△2,175
その他	△246
繰延税金負債合計	△2,421
繰延税金資産の純額	87,218

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.02
住民税均等割	1.94
在外子会社の留保利益	0.76
その他	2.21
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.55

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

共通支配下の取引等

(完全子会社の吸収合併)

1. 取引の概要

(1) 被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称 株式会社バイブ
事業の内容 リーズ販売事業

(2) 企業結合日

2018年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、株式会社バイブを吸収合併消滅会社とする吸収合併であります。

(4) 結合後企業の名称

ブロードマインド株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併は、グループ経営の効率化を目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

賃貸借契約における賃借期間終了時の原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を15年と見積り、割引率は0.0%を使用して資産除去債務を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	—千円	—千円
有形固定資産の取得による増加高	—	600
時の経過による調整額	—	—
その他増減額(△は減少)	—	—
期末残高	—	600

2. 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社グループは、賃貸借契約に基づき使用する事務所等のうち一部については、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、その計上は敷金及び保証金を減額する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループは、フィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社グループは、フィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	生命保険 代理店業	その他	合計
外部顧客への売上高	2,679,072	461,519	3,140,591

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
メットライフ生命保険株式会社	1,583,850	フィナンシャルパートナー事業

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	生命保険 代理店業	不動産販売業	その他	合計
外部顧客への売上高	2,554,946	326,917	362,756	3,244,620

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
メットライフ生命保険株式会社	1,538,680	フィナンシャルパートナー事業
マニユライフ生命保険株式会社	335,307	フィナンシャルパートナー事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社グループは、フィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループは、フィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社グループは、フィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- (ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。
- (イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。
- (ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	伊藤 清	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接40.4	資金の貸付	貸付金の回収	159,500	-	-
						債務保証 (注) 3	銀行借入に対する債務保証	159,500	-	-
役員及びその近親者	吉橋 正	-	-	当社取締役	(被所有) 直接16.2	資金の貸付	貸付金の回収	41,000	-	-
						債務保証 (注) 3	銀行借入に対する債務保証	41,000	-	-
役員及びその近親者	大西 新吾	-	-	当社取締役	(被所有) 直接6.2	資金の貸付	貸付金の回収	42,000	-	-
						債務保証 (注) 3	銀行借入に対する債務保証	11,500	-	-
主要株主	笹川 治信	-	-	当社顧問	(被所有) 直接19.0	顧問料の支払	顧問料の支払	16,634	-	-

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 資金の貸付について、取引金額は期末残高を記載しております。また、貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 顧問料の価格については、市場実勢価格を勘案して決定しております。

3. 金融機関からの借入金に対して債務保証を行ったものであり、保証料の受領はしていません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	伊藤 清	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接40.4	債務保証 (注) 3	銀行借入に対する債務保証	159,500	—	—
役員及びその近親者	吉橋 正	—	—	当社取締役	(被所有) 直接16.2	債務保証 (注) 3	銀行借入に対する債務保証	41,000	—	—
役員及びその近親者	大西 新吾	—	—	当社取締役	(被所有) 直接6.2	債務保証 (注) 3	銀行借入に対する債務保証	11,500	—	—
主要株主	笹川 治信	—	—	当社顧問	(被所有) 直接18.4	顧問料の支払	顧問料の支払	16,830	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

顧問料の価格については、市場実勢価格を勘案して決定しております。

3. 金融機関からの借入金に対して債務保証を行ったものであり、保証料の受領はしていません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	403.06円
1株当たり当期純利益	87.85円

(注) 1. 当社は、2020年12月11日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	401,481
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	401,481
普通株式の期中平均株式数(株)	4,570,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数8,300個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況、① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	435.72円
1株当たり当期純利益	38.94円

(注) 1. 当社は、2020年12月11日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	177,980
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	177,980
普通株式の期中平均株式数（株）	4,570,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類（新株予約権の数8,300個）。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、（2）新株予約権等の状況、① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、2020年11月17日開催の取締役会決議に基づき、2020年12月11日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2020年12月10日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	45,700株
今回の分割により増加する株式数	4,524,300株
株式分割後の発行済株式総数	4,570,000株
株式分割後の発行可能株式総数	18,280,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2020年11月25日
基準日	2020年12月10日
効力発生日	2020年12月11日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

次の個人について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

当第3四半期連結会計期間
(2020年12月31日)

伊藤 清	159,500千円
吉橋 正	41,000
大西 新吾	11,500
計	212,000

2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
当座貸越限度額の総額	500,000千円
借入実行残高	—
差引額	500,000

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間
(自 2020年4月1日
至 2020年12月31日)

減価償却費	13,558千円
-------	----------

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	22,850	500	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

当社グループは、フィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純利益	55円25銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	252,476
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	252,476
普通株式の期中平均株式数(株)	4,570,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
ブロードマインド株式会社	第5回期限前償還条項 付無担保社債	2016年9月30 日	30,000	18,000 (12,000)	0.13	なし	2021年9月28 日
合計	—	—	30,000	18,000 (12,000)	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
12,000	6,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	222,020	435,320	3.26	—
1年以内に返済予定の長期借入金	24,584	18,784	1.14	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	22,367	3,583	1.12	2021年6月30日
合計	268,971	457,687	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。) の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	3,583	—	—	—

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,346,779	1,342,757
売掛金	312,662	354,393
前払費用	25,006	25,005
関係会社短期貸付金	409,674	464,001
その他	22,107	28,689
流動資産合計	2,116,230	2,214,847
固定資産		
有形固定資産		
建物	54,384	91,701
工具、器具及び備品	45,472	48,460
減価償却累計額	△63,073	△65,520
有形固定資産合計	36,783	74,641
無形固定資産		
のれん	17,062	—
商標権	404	354
ソフトウェア	1,929	12,385
その他	—	7,872
無形固定資産合計	19,396	20,611
投資その他の資産		
投資有価証券	48,125	65,163
関係会社株式	157,065	157,065
出資金	40	40
長期前払費用	1,504	1,591
差入保証金	112,130	117,880
事業保険積立金	72,272	82,011
繰延税金資産	92,623	89,640
その他	217	307
投資その他の資産合計	483,978	513,699
固定資産合計	540,158	608,952
資産合計	2,656,388	2,823,800

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	222,020	435,320
1年内償還予定の社債	12,000	12,000
1年内返済予定の長期借入金	24,584	18,784
未払金	170,718	145,361
未払費用	6,683	6,275
未払法人税等	116,480	19,608
未払消費税等	52,581	36,466
預り金	34,945	24,436
保険料預り金	21,571	20,473
賞与引当金	198,181	193,776
解約返戻引当金	57,400	55,600
流動負債合計	917,166	968,103
固定負債		
社債	18,000	6,000
長期借入金	22,367	3,583
資産除去債務	—	600
固定負債合計	40,367	10,183
負債合計	957,533	978,286
純資産の部		
株主資本		
資本金	283,790	283,790
資本剰余金		
資本準備金	183,790	183,790
資本剰余金合計	183,790	183,790
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,230,950	1,377,609
利益剰余金合計	1,230,950	1,377,609
株主資本合計	1,698,530	1,845,189
新株予約権	325	325
純資産合計	1,698,855	1,845,514
負債純資産合計	2,656,388	2,823,800

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益	3,013,654	2,935,147
営業費用	※2 2,574,209	※2 2,663,322
営業利益	439,445	271,825
営業外収益		
受取利息	※1 18,451	※1 18,612
為替差益	29,140	—
その他	6,272	978
営業外収益合計	53,864	19,591
営業外費用		
支払利息	8,969	12,584
社債利息	78	35
為替差損	—	3,471
貸倒損失	—	170
匿名組合投資損失	2,137	2,961
その他	215	122
営業外費用合計	11,400	19,345
経常利益	481,909	272,071
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	9,420	—
特別利益合計	9,420	—
特別損失		
固定資産除却損	※3 608	※3 1,561
減損損失	—	※4 1,456
事務所移転費用	—	2,813
特別損失合計	608	5,832
税引前当期純利益	490,721	266,239
法人税、住民税及び事業税	158,245	93,747
法人税等調整額	△6,929	2,983
法人税等合計	151,316	96,731
当期純利益	339,404	169,508

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	283,790	183,790	183,790	914,395	914,395	1,381,975	—	1,381,975
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	△22,850	△22,850	△22,850		△22,850
当期純利益	—	—	—	339,404	339,404	339,404		339,404
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							325	325
当期変動額合計	—	—	—	316,554	316,554	316,554	325	316,879
当期末残高	283,790	183,790	183,790	1,230,950	1,230,950	1,698,530	325	1,698,855

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	283,790	183,790	183,790	1,230,950	1,230,950	1,698,530	325	1,698,855
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	△22,850	△22,850	△22,850		△22,850
当期純利益	—	—	—	169,508	169,508	169,508		169,508
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							—	—
当期変動額合計	—	—	—	146,658	146,658	146,658	—	146,658
当期末残高	283,790	183,790	183,790	1,377,609	1,377,609	1,845,189	325	1,845,514

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

匿名組合出資の会計処理

匿名組合出資については、匿名組合の財産持分額を「投資有価証券」に計上しております。匿名組合への出資時に「投資有価証券」を計上し、匿名組合が獲得した純損益については持分相当額を「匿名組合投資利益又は匿名組合投資損失」に計上するとともに、同額を「投資有価証券」に加減しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 5～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 5年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 解約返戻引当金

生命保険契約者の短期解約に伴い生命保険会社に対して返戻する代理店手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づく当社負担見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

匿名組合出資の会計処理

匿名組合出資については、匿名組合の財産持分額を「投資有価証券」に計上しております。匿名組合への出資時に「投資有価証券」を計上し、匿名組合が獲得した純損益については持分相当額を「匿名組合投資利益又は匿名組合投資損失」に計上するとともに、同額を「投資有価証券」に加減しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 5～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 5年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 解約返戻引当金

生命保険契約者の短期解約に伴い生命保険会社に対して返戻する代理店手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づく当社負担見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 保証債務

次の個人について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

(1) 債務保証

	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)
伊藤 清	159,500千円	伊藤 清	159,500千円
吉橋 正	41,000	吉橋 正	41,000
大西 新吾	11,500	大西 新吾	11,500
計	212,000	計	212,000

2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越限度額の総額	500,000千円	500,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	500,000	500,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
関係会社からの受取利息	15,538千円	18,512千円

※2 営業費用に属する費用のおおよその割合は前事業年度17%、当事業年度16%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度83%、当事業年度84%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬及び給料手当	898,608千円	990,858千円
賞与引当金繰入額	198,181	193,776
減価償却費	10,822	11,568

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	—千円	1,561千円
工具、器具及び備品	608	0
計	608	1,561

※4 減損損失

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
徳島県徳島市	四国支社	建物等

当社は、事業用資産については事業の種類等を総合的に勘案して、グルーピングを行っております。

四国支社において支社移転を決定したことに伴い、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,456千円）として特別損失へ計上しております。その内訳は、建物928千円及び工具、器具及び備品528千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値をゼロとして算定しております。

（有価証券関係）

前事業年度（2019年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額157,065千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2020年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額157,065千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2019年 3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年 3月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	60,683千円
解約返戻引当金	17,575
未払事業所税	1,000
未払事業税	7,923
減価償却超過額	577
のれん償却超過額	4,252
その他	610
繰延税金資産小計	92,623
繰延税金資産合計	92,623
繰延税金資産の純額	92,623

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度 (2020年 3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年 3月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	59,334千円
解約返戻引当金	17,024
未払事業所税	1,091
未払事業税	3,146
減損損失否認	446
事務所移転費用	667
減価償却超過額	1,043
のれん償却超過額	6,350
その他	536
繰延税金資産小計	89,640
繰延税金資産合計	89,640
繰延税金資産(負債)の純額	89,640

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2020年 3月31日)
法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.16
住民税均等割	2.07
評価性引当額の増減額	0.22
その他	1.26
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.33

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

なお、これにより、当事業年度において抱合せ株式消滅差益9,420千円を特別利益に計上しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、2020年11月17日開催の取締役会決議に基づき、2020年12月11日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2020年12月10日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	45,700株
今回の分割により増加する株式数	4,524,300株
株式分割後の発行済株式総数	4,570,000株
株式分割後の発行可能株式総数	18,280,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2020年11月25日
基準日	2020年12月10日
効力発生日	2020年12月11日

(4) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	371.67円
1株当たり当期純利益	74.27円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	403.76円
1株当たり当期純利益	37.09円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等（口）	貸借対照表計上額 （千円）
投資有価証券	その他有 価証券 （匿名組合出資） リード・グロース3号投資事業有限責任 組合	10	65,163
計		10	65,163

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期末残高 （千円）	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 （千円）	当期償却額 （千円）	差引当期末残 高（千円）
有形固定資産							
建物	54,384	42,800	5,484 (928)	91,701	34,512	4,320	57,189
工具、器具及び備品	45,472	8,786	5,797 (528)	48,460	31,007	6,389	17,452
有形固定資産計	99,857	51,586	11,282 (1,456)	140,162	65,520	10,710	74,641
無形固定資産							
のれん	51,388	—	—	51,388	51,388	17,062	—
商標権	500	—	—	500	145	50	354
ソフトウェア	20,197	11,265	—	31,462	19,077	808	12,385
その他	—	14,042	6,170	7,872	—	—	7,872
無形固定資産計	72,086	25,307	6,170	91,223	70,611	17,921	20,611

（注）1. 「当期減少額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物 東京本社レイアウト変更費用 40,054千円

ソフトウェア オンライン面談システム開発費用 10,375千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期末残高 （千円）
賞与引当金	198,181	193,776	198,181	193,776
解約返戻引当金	57,400	55,600	57,400	55,600

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.b-minded.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年 3月22日	大西 新吾	東京都 江東区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	東京海上日動あんしん生命保険株式会社 取締役社長 中里 克己	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	461	29,965,000 (65,000) 注4	関係性の強化のため
2019年 7月22日	笹川 治信	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	ブロードマインド従業員持株会 理事長 石井 満	東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号	当社の従業員持株会	296	19,240,000 (65,000) 注4	従業員持株会への臨時拠出による譲渡
2020年 8月18日	ブロードマインド従業員持株会 理事長 石井 満	東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号	当社の従業員持株会	鶴沢 敬太	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社取締役)	16	—	役員就任に伴う持株会からの退会

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2018年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、ディスカウント・キャッシュフロー法・類似会社比準法・簿価純資産法により算定した価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該分割前のものを記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2018年7月31日	2018年7月31日	2018年7月31日
種類	第5回新株予約権 (ストックオプション)	第6回新株予約権 (ストックオプション)	第7回新株予約権
発行数	普通株式 1,500株 (注)	普通株式 1,800株 (注)	普通株式 5,000株 (注)
発行価格	30,500円(注) 2	30,500円(注) 2	30,500円(注) 2
資本組入額	15,250円	15,250円	15,250円
発行価額の総額	45,750,000円	54,900,000円	152,500,000円
資本組入額の総額	22,875,000円	27,450,000円	76,250,000円
発行方法	2018年7月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2018年7月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2018年7月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2020年3月31日であります。
2. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算定された価格を総合的に勘案して、決定しております。
 3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	30,500円	30,500円	30,500円
行使期間	2020年6月1日から 2028年7月30日まで	2020年7月27日から 2028年7月26日まで	2020年6月1日から 2028年7月30日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部企業情報第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部企業情報第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部企業情報第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 2020年11月17日開催の取締役会決議により、2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該分割前のものを記載しております。

2【取得者の概況】

新株予約権（ストック・オプション）①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
伊藤 清	東京都品川区	当社役員	1,500	45,750,000 (30,500)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)

(注) 2020年11月17日開催の取締役会決議により、2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該分割前のものを記載しております。

新株予約権（ストック・オプション）②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
吉橋 正	東京都世田谷区	当社役員	300	9,150,000 (30,500)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
大西 新吾	東京都江東区	当社役員	300	9,150,000 (30,500)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
上村 浩	大阪府大阪市中央区	会社員	300	9,150,000 (30,500)	当社の従業員
輿石 雅志	東京都渋谷区	会社員	300	9,150,000 (30,500)	当社の従業員
鶴沢 敬太	東京都目黒区	会社員	300	9,150,000 (30,500)	当社の従業員
岡本 功治	東京都目黒区	会社員	300	9,150,000 (30,500)	当社の従業員

(注) 1. 2020年11月17日開催の取締役会決議により、2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該分割前のものを記載しております。

2. 鶴沢敬太は2020年6月26日付で当社取締役に選任されております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
受託者小林 義典（信託①）	東京都杉並区	税理士	2,500	76,250,000 (30,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 2
受託者小林 義典（信託②）	東京都杉並区	税理士	2,500	76,250,000 (30,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 2

(注) 1. 2020年11月17日開催の取締役会決議により、2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該分割前のものを記載しております。

2. 新株予約権信託の受託者として付与しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
伊藤 清（注）1. 2	東京都品川区	1,994,600 (150,000)	36.94 (2.78)
笹川 治信（注）2	東京都港区	840,000	15.56
吉橋 正（注）2. 3	東京都世田谷区	770,800 (30,000)	14.27 (0.56)
小林 義典（信託口）（注）7	東京都中野区	500,000 (500,000)	9.26 (9.26)
メットライフ生命保険株式会社 （注）2	東京都千代田区紀尾井町1番3号	425,000	7.87
大西 新吾（注）2. 3	東京都江東区	313,900 (30,000)	5.81 (0.56)
小林 義典（注）2	東京都杉並区	100,000	1.85
あいおいニッセイ同和損害保険株式 会社（注）2	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	100,000	1.85
佐藤 誠（注）2	東京都三鷹市	70,000	1.30
佐藤 秀昭（注）2	神奈川県川崎市宮前区	50,000	0.93
東京海上日動あんしん生命保険株式 会社（注）2	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	46,100	0.85
鶴沢 敬太（注）3	東京都目黒区	31,600 (30,000)	0.59 (0.56)
上村 浩（注）5	大阪府大阪市中央区	30,000 (30,000)	0.56 (0.56)
輿石 雅志（注）5	東京都渋谷区	30,000 (30,000)	0.56 (0.56)
岡本 功治（注）5	東京都目黒区	30,000 (30,000)	0.56 (0.56)
ブロードマインド従業員持株会 （注）6	東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号	28,000	0.52
小藪 修	神奈川県横浜市戸塚区	20,000	0.37
株式会社総合経営コンサルタント	大阪府大阪市北区天満二丁目7番11号	10,000	0.19
小林 修介（注）4	神奈川県茅ヶ崎市	5,000	0.09
堀田 明（注）5	神奈川県横浜市緑区	5,000	0.09
計	—	5,400,000 (830,000)	100.00 (15.37)

（注）1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

3. 特別利害関係者等（当社の取締役）

4. 特別利害関係者等（当社の監査役）

5. 当社の従業員

6. 当社の従業員持株会

7. 新株予約権信託の受託者として付与しております。

8. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

2021年2月12日

ブロードマインド株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須永 真樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているブロードマインド株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブロードマインド株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

2021年2月12日

ブロードマインド株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須永 真樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎 剛 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているブロードマインド株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブロードマインド株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

2021年2月12日

ブロードマインド株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 須永 真樹 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 剛 印
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているブロードマインド株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ブロードマインド株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

2021年2月12日

ブロードマインド株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須永 真樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているブロードマインド株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブロードマインド株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2021年2月12日

ブロードマインド株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須永 真樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎 剛 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているブロードマインド株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブロードマインド株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

